

平成28年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招 集 年 月 日 平成28年12月14日（水曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 平成28年12月15日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	福 田 喜 義 君	2	阿 部 豊 君	4	永 安 文 男 君
5	橋 本 義 雄 君	6	平 田 康 範 君	7	須 藤 敏 規 君
8	淡 田 邦 夫 君	9	仲 村 吉 博 君	10	西 日 出 海 君

5. 欠席議員（1名）

議席番号	氏 名
3	寺 崎 俊 男 君

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	大 瀬 忠 昭 君	教 育 長	黒 川 雅 孝 君
総 務 理 事 兼企画財政課長	浦 田 純 一 君	総 務 課 長	川 内 野 勉 君	住民福祉課長	大 平 弘 明 君
税 務 課 長	内 田 明 文 君	保険環境課長	川 崎 順 二 君	建 設 課 長	松 本 孝 雄 君
水 道 課 長	山 本 勝 憲 君	産業経済課長 兼農業委員会事務局長	今 道 晋 次 君	教 育 次 長	水 本 淳 一 君
会 計 管 理 者	谷 添 正 人 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	中 村 義 治 君	議会事務局書記	松 本 典 子 君
議会事務局書記	山 藤 宏 太 君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

(1) 9 番 仲村 吉博 議員

(2) 10 番 西 日出海 議員

日程第3 議案第47号 平成27年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第4 議案第48号 平成27年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第5 議案第49号 平成27年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第6 議案第50号 平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7 議案第51号 平成27年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第8 議案第52号 平成27年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第9 議案第53号 平成27年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第10 議案第54号 平成27年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件

日程第11 議案第62号 佐々町税条例等の一部改正の件

日程第12 議案第63号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件

日程第13 議案第64号 佐々町保育所条例の一部改正の件

日程第14 議案第65号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件

日程第15 議案第66号 佐々町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
制定の件

日程第16 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件

日程第17 議案第68号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に關する条例等の一部改正の件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（西 日出海 君）

おはようございます。ただいまから平成28年12月第4回佐々町議会定例会の2日目です。

本日、3番、寺崎俊男君から、病気のため、欠席届が提出されておりますので、お知らせしておきます。

出席議員は9名です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（西 日出海 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、6番、平田康範君、7番、須藤敏規君を指名します。

日程第2、一般質問です。

はい、8番。

8 番（淡田 邦夫 君）

昨日、私の一般質問の中で、クリーンセンター耐火物補修工事費用を1億98万と発言しておりましたが、1,098万の誤りです。修正をお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

お諮りします。ただいま、淡田議員からの申し入れのとおり、修正をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、修正をしたいと思います。

— 日程第 2 一般質問（仲村吉博議員） —

議 長（西 日出海 君）

それでは、2 日目は昨日に引き続き質問通告書の順に発言の許可をします。

一問一答方式により、9 番、仲村吉博君の発言の許可をします。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

9 番、日本共産党の仲村吉博です。議長からの許可が出ましたので、一般質問通告書に基づき、2 つのテーマについて質問をいたします。

通告書のとおり、順序に従って、質問をまいります。

1 番目は、原発の再稼働、廃炉に自治体が意思表示することについてということで申し上げます。

原発の問題について、議会ごとに繰り返し質問をし、町長の姿勢をただしてまいりましたけれども、そのことについて、3 カ月の間に繰り返し新しい事態が出てきてるわけで、その事態にこたえて、答弁をしていただきたいということを、まずもって申し上げたいと思います。

1 つ目は、30 キロ圏外だから意思表示してはならないと考えているのか、繰り返し質問しましたがけれども、30 キロ圏外だから、佐々町として意思表示しないということを明確に答えておられます。そのことについて、簡単に、今も変わらないのかどうなのか。実は、30 キロ圏外の首長が原発の問題について意思を明確にしているということについて、町長も御存じだと思いますので、そのことを踏まえた上で、簡単にお答えをいただきたい。

1 問目です。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

1 番の 30 キロ圏外だから意思表示をしてはならないということでお話がありました。御存じのとおり、政府は原発の再稼働の手續に関して、川内原発の対応が基本ということで、コメントをこの前しておりまして、地元の同意の範囲というのは立地自治体であります薩摩川内市及び立地都道府県の鹿児島県まででありまして、30 キロ圏内の自治体については、避難計画の策定ってということでとどまっておりまして、周辺の 9 自治体につきましては、アンケート調査で、稼働の是非について、賛成が 3 自治体、反対がなく、無回答が 6 自治体という状況であります。30 キロ圏内については、立地自治体の権限拡大を意思表示している自治体もあるようでございますけど、30 キロ圏外については、そのような状況ってというのは、現時点では見られないと思っております。ただ、避難計画に取りまとめとか、安定ヨウ素剤の自主配布を決定した自治体も少ないようであるようでございますので、このような問題に対しましては、原子力規制庁は、

福島的第一原発と同様の規模事故が起きても30キロ圏外の住民は家屋退避をすれば、健康被害が出るほどの被曝はしないっていうことで考えているようでございまして、それ以上の事故が起きた場合は、国が責任を持って、避難所の確保とか、ヨウ素剤の配布を行うとしておりまして、先ほどお話がありましたように、原発再稼働に対する新基準の内容とか、原子力規制委員会による審査の方法については、原発を推進する立場からも反対する立場からも、さまざまな仲村議員さんがおっしゃるような意見があるっていうことは、我々も承知しておるわけですが、原子力規制のあり方については、継続して議論しなけりゃならないということで、必要な改善は図っていくものということで確信をしております、この前から、何回となくお答えをしておりますけど、本町に原発の再稼働について意思表示っていうのは、我々は多分には難しいわけでございますので、差し控えさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

簡単に答えていただいたと思っておりますが、30キロ圏外に意思表示をしたところはないように答弁があったかと思います。国の関与があるからっていうことで、安全性の担保があるみたいに言われましたけども、安全性の担保にはならないということ、はっきりしてるんじゃないでしょうか。

意思表示については、差し控えるということでありまして、それでは具体的に1問目にお尋ねしたように事例を申し上げます。執行部の中には承知しておられる方もおられるやに聞きましたけれども、30キロ圏外の小樽市長、北海道電力に泊原発全3基を廃炉とするよう要請するという方針を表明しておられました。具体的な根拠としては11月5日付の長崎新聞であります。小樽市は泊原発から最も近い地域で約35キロ。佐々町よりもはるかに遠いです。避難計画の策定などが必要な半径30キロ圏の緊急防護措置区域UPZからは外れるが、森井市長は、小樽市長ですね、福島第一原発事故を見ると30キロ圏だけが影響を受けてるわけではない。泊原発で事故が起これば、小樽市も少なからず影響を受けるということになるというふうに述べられたということに記事がありました。このことに関して、市長と同じ認識には立てませんか。ばかなことを言ってるというふうにお考えなのではないでしょうか、お尋ねします。

佐々町は30キロ圏外と言いながら、命の綱であります佐々川の源流域は30キロ圏内です。堂々と30キロ圏と同じような位置にあるという主張をしながら、国や県にその態度を表明しながら、少なくとも佐々町についても対応を求めていくということはやるべきではないかと思えます。さらに、また、佐世保市が30キロ圏内というふうに言ってますけれども、これは合併によって、世知原町や吉井町、それから江迎町は30キロ圏内に入ったからにほかなりません。これらの3旧北松の4町は、佐々町も含めると4町になるわけなんです、佐々町含めて、佐々町を中心にして、周りが全部を30キロ圏内という認定がされてますけれども、その大部分は旧北松ということからいえば、佐々町が同じような位置づけにあってしかるべきだというふうに思います。そういった認識でもって、私は、この30キロ圏ということは捉えて、国や県の言いなりになるのではなくて、佐々町として、独自の認識を持ち、独自の政策提言をすべきだということ、繰り返し質問してまいりましたけれども、小樽市長、30キロ圏外、一番近いところで、35キロにある小樽市長がこのような意思表示を明確にしております。そのことについて、町長のお立場、お考えを改めて問います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

確かに小樽市長さん、35キロということで、計画を立てておられるということで、佐々川の先ほど仲村議員さんがおっしゃいましたように、佐々川上流っていうか、世知原の一部が入るわけですね、30キロ圏内に。そういうことで話が30キロ圏内ってなるわけでございますけど、どうしても30キロ圏外っていうことでありますれば、我々が避難計画っていうのをどういうことで立てるのかっていうこともありますし、避難する場所をどこに避難するのかって。各自治体が、佐々町がつくって、避難場所をどこにするのかというのは、多分、よその自治体もそういうことで、多分困ってるんじゃないかと思っております。その中で、今、原子力規制委員会ってというのが国に厳然とあるわけでございます。この国の原子力規制委員会ってというのが一番、原子力のいろんな問題で決めるところでございますので、それ以上のことは、我々はわからないわけでございますので、そういう体制でいけば、町としては、原子力稼働がだめですよっていう意思表示ってというのは、なかなか難しいのではないかと、私は考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

私は、避難計画も途中で要求しましたが、そういうつもりないということでございますので、避難計画を根拠にして、私の質問にお答えにならないということは、ちょっと遺憾であります。

30キロ圏外の小樽市長も立場としてはあなたと同じ立場だと思うんですよ。しかし、一番最初に申し上げましたように、国の関与は安全性の担保にならないとはっきりしてる。原発推進して、福島原発も含めて原発を建設進めてきたのも、国が全面的に関与してる。そして、前の規制庁も、前の組織についても、ちゃんと国が関与してる。それでも安全ではなかった。爆発を起こしたっていうことでは、国が関与したからといって、安全性の担保にならないということは、明確になってるんじゃないでしょうか。ですから、避難計画云々、避難計画立てるだけで、大変なお金とか、労力が要るわけですから、やはり、小樽市長と同じように、原発については廃炉を求めるということが最もふさわしい立場ではないかというふうに思います。

このことについては、繰り返しになりますので、ここらでとめておきます。このことについては、次回以降に質問を留保してまいりたいと思います。その間に事態の変動があれば、さらに詳しい答弁を求めることになるかと思います。

2つ目です。原発事故により避難した子供がいじめに遭ってます。けさのテレビ報道でもあっておりましたが、原発そのものがなければ、こういったことはなかったんじゃないでしょうか。町長はどうお考えなのか、お尋ねいたします。原発といじめの問題。これは、これから全国で非常に大きな問題になるかと思えます。原発存在そのものが問われるということが出てくるかと思えます。そういったことからいけば、町長の答弁、先ほどの答弁では済まないと思いますので、そのことを、先を見通した上で質問をいたしました。答弁を求めます。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

原発の事故で横浜ですか、横浜市に避難された方のことっていうことで、大変悲しい、そして、残念な事件が起きたと私も思っております。これは避難直後から小学校でいじめを受けたということで、不登校になっているという報道がなされているわけですが、これは原発事故っていいですか、そのものよりも、学校とか、教育委員会っていいですか、そういう対応が大きな問題があるのではないかと考えてるわけですが。報道にありますように、小学校としては信じられないような多額の金銭トラブルが同級生により発生しておるということで、保護者からの相談、県警からも情報があったにもかかわらず、重大措置として捉えなかったということで、教育委員会を初め、学校、いじめの防止の基本方針が不備であったのではないかと、町としては、私としては捉えておりまして、そういうことは今後ないように十分注意していかないとはいえないんじゃないかと思っております。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

教育委員会と学校現場に責任を負わせれば、それでいいんでしょうか。ただいま町長は横浜を上げられましたけども、その後、新潟でもありましたね。川崎でもありました。東京でもありました。けさのテレビ報道、8 チャンネルやったですか。小倉さんがキャスターしてるあれであったんですが、いじめで非常に女子高生が苦しんでるという報道があっておりましたけども、非常に学校現場もさることながら、教育委員会も問われなければならないというのも、そのとおりかもしれませんけども、そもそもの原因を抜きにして、教育現場と学校に責任を帰すということは、これは行政の責任の放棄ではないでしょうか。国を初めとして。原発事故がなければ避難することはなかったんですよ。避難することがなければ、横浜でとか、全然福島県から大きく離れたところでいじめに遭うこともなかったんです。楽しい学校生活を送れたはずなんです。そういったことについて、想像力を働かせないと、ただ、教育現場の問題だけっていうことで、教育長に答えてもらう問題じゃないんです、これは。そのことで、行政の責任者として、町長の立場をお尋ねしたところなんで、教育委員会に責任を帰してはなりませんし、学校現場が悪いと、一旦終わるでしょうけれども、そういったことでは、真の原因はどこにあるのかということ、既にはっきりしてるじゃないですか。そのことを、ぜひ、そのことをはっきりと認識すべきじゃないかと思います。これは国全体の空気がそこにあるんじゃないかっていうふうに思います。その先頭は安倍政権であるんですが、原発の再稼働や輸出のために、福島原発事故をなかったこと、終わったこととしようとしてると。そのこと、明らかですよ。東電が補償の打ち切りもやってますし、危ないとわかっていながら、自治体に町に帰らせようとしている政策もあります。この姿勢を各種の自治体の多くが容認あるいは推進する、あるいは見て見ぬ振りするという空気が子供に伝わっていることに原因があると考えますが、どうでしょうか。いじめをどう捉えますか。いま一度問いかけます。だから、端的に言えば、町長のお考えそのものにも、こうしたことを生む原因があるのではないかというふうに、私は問いかけてるんです。お答えをいただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

原発事故から自主避難してきた少年に起きた事件ということで、いろんな大きく報道されて関心を呼んだわけですが、よく考えてみて、この問題点というのが原発事故だけで

そうなったのかというのは、因果関係っていうのは、私は、きちっとしたことが出てないんじゃないかと思っております。だから、原発事故があつて、それからいじめがあつたということで、今、お話がありました。それが、因果関係っていうのが、きちっとした結論が出たのかっていうのが、私はちょっとわからなかったものですから、先ほどそういう答えをしたわけでございまして、やはり、そのときは、原発事故が起こったときには、きずなというのを大切にということで、いろいろなことがありました。そういうことで、私は、いろいろな今いじめがあつてということとは、もう少し対応していかなければ、もちろんならないわけでございますけど、やはり我々もそうでございますけど、教育委員会の対応にも、そういういろいろな問題があつて、もう少し早く接していれば、対処していれば、解決されたのではないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

因果関係がないと。裁判じゃないんですからね。直接的に、事故が直接いじめを生んだというのは、私申し上げてません。避難せざるを得ない中で、転校することによっていじめが起きたということでしょう。直接の因果関係、そりゃあ、なかなか難しいかもしれませんが、そういったことでは、行政は逃げられないと思います。

それで、同じように福島原発で苦勞されてる浪江町長さんのお話を少し紹介させていただきます。それは、これの質問の 3 番目のところになっていくんですが、原発事故の原因がわからないのに国は再稼働を進めていると。ストップさせる責務は自治体の町にはないのか。改めてお尋ねします。町民の命を守るため、自治体の長として意思表示をすることは、言葉悪いですが、悪いことなのかということ。これについて、お答えをいただきたいというふうに思いますが、お答え待っていたら、ちょっと長くなると思いますので、質問を続けます。

浪江町長は、こういうような集会で訴えておられました。「国と東京電力は責任を果たせ！ふくしま集会」という集会があつたんですが、それで、そのときおっしゃったのが、「浪江町民は福島県内に 1 万 4,600 人、圏外 44 都道府県に 6,400 人避難して、5 年 8 カ月が経過しました。原発事故がもたらしたのは何だったのか。広域分散避難で、家族、友人、隣近所の関係は壊され、学校もなりわいまでも崩壊しました。日常生活も地域社会も壊されたのです。創立 90 周年の伝統ある浪江高校が来年は休校します。震災当時、約 1,800 人いた浪江町の小中学生が全国各地の 660 校に転校せざるを得なくなりました。」と訴えておられます。何と悲惨なことではありませんか。転校先にいじめに遭つてる子供。ひょっとしたら、この中にもいるかもしれません。冰山の一角と言われておりますので、たくさんの方がいじめに遭つてるということは想像にかたくないと思います。佐々町民にこんな苦しみを与えていいものでしょうか。玄海原発から 31 キロぐらいしか離れてません。そういったときに危機意識を持つておくというのが首長としてとるべき態度ではないでしょうか。

最後に訴えておられます。「皆さん、原発再稼働はあり得ません。日本から原発をなくしていきましょう。自分も精いっぱい頑張ります。」とおっしゃっておられます。初めて紹介したんで、なかなかお答えしにくいと思いますが、同じ町長として、佐々町民を預かつてる立場として、この訴えにどうお答えになるのか、お尋ねしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、浪江町のお話が出ました。確かに福島原発事故というのを教訓ということで、いろいろなお話があつてゐるわけでございます。やはり、我々がそれを自治体の長として、どうするのかというのは、なかなか厳しいわけです。代替の電力といいますか、そういうことができれば、一番早く原子力を使わなくて、すれば一番いいんですけど、今それがなかなか難しいということでございまして、今、独立性という、専門性という、高い規制機関として、原子力規制委員会というのが設置されております。これは仲村議員さんも御存じだと思いますけど、これは規制基準の大幅な強化とそれから審査の厳格化ということでなつておりまして、今抜本的な見直しが行われておりました。今回の先ほどもおっしゃいましたように、川内原発再稼働に当たっても、再稼働の手のあり方とか、避難計画のあり方とか、実効性とか、火山のリスクとか、評価の妥当性がいくつか論点が確認されておまして、やはり、この新基準に的確にさらに厳格に対応していくものではないかと考えております。私たちの自治体の長として意思表示することとは、私は悪だとは思っておりませんが、例えば、ただ、原子力に対する専門的な見識というものが、我々にとってはなかなか難しいわけでございます。やはり、日本で一番専門性の高い、独立性の高い原子力規制機関というのが、原子力規制委員会ですか、委員会というのが判断をするということでもつていますので、そういうことに従って、国と県の指導を受けながら、受け入れていいですか、そういうことをやっていかなきゃならないのではないかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

原子力にかわるエネルギーがない。繰り返し規制委員会を神のごとく、あがめておられる答弁はいささか異論があります。繰り返し言いますが、規制委員会の委員長そのもの、安全性を保障したものでないって繰り返しおっしゃってるじゃないですか。ただ、規制基準がある。それに合致してるかどうかだけを判断するんだ、言われてますので、町長が言われるように、規制委員会が再稼働を認めた、安全で再稼働を認めたということではない。規制基準に合致してるんで、ゴーサイン出したということですから、再稼働が前提なんです。だから、そのことについて、規制委員会を金科玉条のごとく掲げて、これが言ってるからいいんだっていうことには、僕は当たらないというふうに思います。規制委員会の委員長みずから言ってるわけですから、それを信用してはならないというふうに思います。

さらに、長崎新聞の10月18日付には、玄海再稼働に市長反対と言われ、神埼の市長と町長がおっしゃっております。各地の首長が意思表示をしておられるわけです。そういったことから、これらの、小樽の市長も含めてなんですが、これらの首長が、全てが、今、町長言われるように、科学的知見が規制委員会と同じようにあるのでしょうか。規制委員会と同じような科学的知見があつて、小樽市長、伊万里市長、神埼の市長が、町長が言われてるのでしょうか。それから壱岐市長もおっしゃっておられるんですが。科学的知見があつて、こういった発想をしておられるのでしょうか。純粋に、小樽市長が言われたように、福島原発の教訓に学ぶならば、30キロ圏外といえども影響は同じように受けるんだという認識は、これは科学的知見がなくても明らかではないのでしょうか。飯館村の例もそうです。40キロ、50キロ圏です。そういったことから考えれば、35キロあるいは31キロの町のところであつても意思表示をすべきではないかということでもあります。そのことについて、町長に答弁に対して再質問するわけですが、そのとき、改めてもう一つ申し上げたいと思いますが、憲法25条と憲法99条に照らすと、国や県に責任を転嫁するというわけにはいかないのではないかと思います。国民の命と暮らしを守る

べき町長として、その責務を果たすということは、具体的には、玄海原発を目の前に抱えてる佐々町の自治体、町長として、やはり、この憲法に照らす、条項に照らしてみると、その責務を果たしていない。責務を果たして、不作為を問われることにはなるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

30キロ圏内意思表示って、今、お話がありました。30キロ圏外ですか、意思表示っていうことで、飯館村は35キロとか、いろいろ離れていても、風向きとか、風向によって、放射能汚染だったということもあります。しかしながら、国が30キロ圏内っていうことで決めてるわけですので、自治体の長として、それをどうする、こうするっていうのがなかなか厳しいのではないかと考えていますし、それから、これでいろんな、例えば、今うちは玄海原発ですね、玄海原発の近くでございますので、その放射能漏れとか、そういうことで、私どもにいろいろ被害が起こったと。万が一ですね、そういうことがあった場合には、これは国と県に申し入れをしなければならぬわけです。町として、なかなか、それを今、避難計画をつくって、どこに避難するっていうことはできないわけですから、これは国と県が責任を持ってやってもらわなければ、私はいけないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

また、避難計画持ち出されました。きょうは避難計画問うておりません。国が30キロ圏つくったって、構わんですよ。だけど、相手は自然です。30キロ圏が地上から上空まで壁があるんですか。これ常識でしょう。ない。雲の流れによって、どうでもなるんです。雲の流れ、風によって。そのことは常識の範囲で考えて答えていいんじゃないか。そのことを専門的に裏づけしていくのが科学者です。ですから、そのことについては、具体的に、憲法25条の第2項申し上げます。「国は全ての生活場面については、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」。これは県でも町でも同じだと思います。憲法99条には、「天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務やこの憲法を尊重し、擁護する義務を負う」と定めがあります。ですから、住民の命と暮らしを守るということは、憲法上、要求される国を初めとする行政機関の責任なんです。責務なんです。そのことを事故が起きてからというふうに言われましたけど、事故が起きたら遅いんです。遅いんで、そうなる前に手を打つには何が必要かということは、規制委員会に頼って安全担保できない。そうすると、原発そのものの再稼働止めて、廃炉にするという方針がないと、住民の命と暮らしは守れないということは明白でないでしょうか。町長はいろいろ答弁なさいましたけれども、全て事実でもって覆されてるんじゃないでしょうか。30キロ圏外だから、意思表示してはならない。小樽市長はそれはひっくり返されました。そして、佐々町は立地的にも30キロ圏内と同じような立地条件にあります。地理上、地上はそうかもしれません。しかし、命の源である佐々川は30キロ圏内にある。そういったことからいえば、そして、万一の事故があった場合と言われましたけども、万一の事故があった場合には、佐々町民の多くが大変な迷惑にあるし、子供たちは避難先でいじめに遭う。もう具体的な事例で一つ一つ明らかになってるじゃないですか。想像の問題じゃないんです。具体的に、事例の事実に対して、町長として、何をなすべきかとい

うことを明確に考えられるべきじゃないかと思います。いま一度、憲法に照らして、あなたは必ずしも責務を果たしてない。不作為を問われるという可能性さえあるのではないかということ質問し、ここの項についての質問は終わります。答弁求めます。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
確かに憲法に照らし合わせて、私の責任になるかもわかりませんが、これについて、今、お話がしたように、これを、避難計画を、避難計画っていいですか、そういう住民の避難について、どうする、こうするというのは、国・県からも示されておられません。我々がそれを示すっていても、避難場所、先ほど申しましたように場所とか、いろんな問題が、費用もかかります。そういうことをやはり原子力をつくっている国・県とか、そういう上部機関がきちっとはっきりして、方向性を示していただければ、我々は動けない。我々は単独ではなかなか難しいのではないかということです。確かに原子力災害というのは大変私も怖いわけでございます。それで住民の安全安心というのを私たちも責任を持って守らなければならない立場にあるわけでございますけど、こういうことを町単独でいろいろ示すってというのは、なかなか厳しいと思っております。これは国がよく考えてやってもらわなければ、政策というのをやってももらわなければならないと思っていますので、町としては、それに従わざるを得ないということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）
質問をとめると言いましたけども、避難計画をいまだにこだわっておる。私は、きょうは避難計画問うておりません。ですから、避難計画は云々でもって答弁だというふうに認識していただいては困ります。
次の質問に移ります。
介護保険料の減免についてです。条例の第12条に減免の定めがあります。条例の1項5号には、その他町長が必要と認める特別の事情とあります。条例を受けて施行規則は生活保護基準以下とありますが、減免を必要とする人全てをカバーできるのということでもあります。あわせて2問目に、なぜ、生活保護基準としたのかということも、あわせて質問いたしますので、あわせて答えていただければよろしいかと思います。答弁求めます。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
介護保険の必要性っていう、制度の必要性っていうことで御質疑があつてるわけでございます。特別なその他の町長が必要と認める特別の事情っていうことで、まずは介護保険っていうのは、40歳以上の現役世代を含めまして、国民皆さんの助け合いの精神っていうことで、全体の介護保険料サービス利用に係る費用の一部を介護保険料で負担するという制度でございますけど、このために個人の自由な意思に基づき加入するものではなくて、強制加入の仕組みで、改め、制度発足時から負担能力の低い方でも負担できるような仕組みになっていたと思ってお

ります。しかしながら、制度発足当初は 5 段階の設定となっており、保険料の第 2 段階の範囲には年金受給額が 266 万円の方から生活保護を基準に満たない収入の方まで含まれていたために、より負担能力に低い方の保険料の負担を軽減するために、第 6 段階の設定となった経緯がございます。また、ことし、平成 27 年度においては、よりきめ細かな保険料負担にするために 9 段階方式となっておりまして、今後新たな低所得者への保険料軽減措置としまして、一般会計からも今、繰り入れを行っているところでございます。

それから、生活保護基準をなぜしたのかということでございますけど、これは 6 段階方式ではなく、いわゆる神戸市方式として、保険料の単独減免の措置を実施する自治体がありました。この対象者の基準としまして、世帯の年間収入額 120 万円以下としておりまして、当時から生活保護基準に満たない収入の方も考慮して、減免措置を実施したと考えられております。平成 13 年の 4 月 1 日に厚労省の調査では、全国で 139 保険者が単独減免を実施しておりまして、長崎県でも長崎市と三和町、佐々町の 3 保険者になっておりました。平成 28 年度現在は、単独減免を実施しているのは 5 自治体でございまして、長崎市と大村市、時津、島原広域、佐々町となっておりまして、長崎、島原広域、佐々町では生活保護の基準に満たない収入の基準を設けておりまして、他自治体でも生活困窮を減免の対象にしているようでございます。また、介護保険料を納めることができないと相談がある場合には、保険料だけの問題ではなく、日常生活そのものの困窮されるケースが多いということで、納付額、納付の相談とあわせて、生活保護の相談も行っているという現状でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

そういう相談に乗ってるということでしたら、この第 5 号に該当する措置をした世帯ですか、どれだけあるのかお答えをいただきたいと思います。

それで、この第 5 号を入れたのは、設定当時の佐々町の執行部の皆さんの、それと議会との話の中で、これは入れるべきだということで挿入された経緯があるかと思います。そういったことからいったら、これは県内でも先進的な規定だというふうに、立派なことだというふうに思っておりますが、しかし、詳細に検討してみると、やっぱり欠陥、欠陥ちゅうか、ちょっと改めなきゃならない措置があるんじゃないか。この、その他町長が必要と認める特別の事情があることっていうのは、必ずしも生活保護基準だけじゃなくて、1.1 倍とか、1.2 倍とか、あるいは 1 号から 4 号までのいろんな事例から、グレーゾーンですね、いわゆる。そういった人たちも含めてカバーするという趣旨であろうかと思ったんですが、生活保護ということで明確な基準がありますと、その間のグレーゾーンの部分の人たちは救済が、言葉として適切かどうかわかりませんが、救済ができないんじゃないかというふうに思うんですね。申し上げますよ。

1 号は、震災、風水害、火災、その他災害の問題。2 号について、死亡とか、心身の重大な障害、長期入院。3 号は事業または業務の休・廃止、業務における著しい損失、失業など。そして 4 号は農林水産ですが、不作とか、不漁に基づくことと、明確に具体的に定めがあります。5 号は明確な定めがありません。ところが、生活基準以下というふうに明確な定めがあると、これに当たらない、突発的な収入がない場合、あるいは、減免対象されるべき対象から外されるんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。そうした人たちに対する救済の手段というのは、生活保護基準という基準を設ければ、網の目から外れる部分が出てくるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今、議員の御質問でございますけども、まず、この規則に基づく適用をされたということは、現在あっておりません。それから収入のみを見てということでございますが、議員おっしゃられるとおり、収入のみならず、いろいろな関連性、関係性が出てくるのではないかというふうに考えております。それは収入だけで見ますと、扶養であつたりとか、同一生計であつたりとか、いろいろなそういった状況も含めまして、生活保護基準以下ということが定められているというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

いや、生活保護基準という具体的に定めてしまうと、条例上、その他町長が必要と認める特別の事情があることという判断はなくなりますよね。端的に言えば、この第 5 号は生活保護基準以下というふうに条例上明記しないといけない。そうしないと住民に誤解を与えるんじゃないでしょうか。だから、規則ではそういうふうに定められてるから、それに従ってやるということなんですけども、もっと広く突発的なことはあり得るでしょう。ここの 4 号までである以外にも。生活保護っていうのは、今、答弁が町長も担当課長も言われましたように、恒常的なものであれば、確かに、ほかの税金も滞納してるとか、生活も苦しいとか、いろんな、あるいは借金を抱えているとか、いろんな状況があるんだと思います。それは包括的なところで生活保護の相談に乗るというのは、それはそれで正しいと思いますけれども、生活保護基準以下というふうな定めをここで明確にとりますと、そうではない人たちが救済できなくなるんじゃないか。町長の判断の余地がないんじゃないかっていうことなんです。町長の判断をする。この 4 号までの以外に、町長の判断によって減免すべきだっていうふうなものを持っておくべきだっていうことで、この第 5 号入ったんですよ。生活保護基準が前提じゃないはずですよ。どうなんでしょう。私は、この規制の基準は条例の第 5 号の趣旨を受けた基準にはならないんじゃないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。今、議員がおっしゃられておりました生活保護基準ということで、短期的な生活、そういったものについての救済がこれで図れないのではないかとということを危惧されているようでございますけども、これにつきましては、生活保護ということの基準というのは、その時点において、生活に対して困窮をしているということではないかというふうに考えます。そうしたときに、例えば、資産の活用であつたりとか、そういうのができる場合であれば、そちらを優先して活用していただくというふうな考え方ではないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

だから、生活保護を受けるとなると、そういった問題が出てくるってことなんですよ。資産を処分しないとできないってことでしょう。生活保護受けるとすると。そこまでを言わせるんですか。生活保護基準って、そこでしょう。だから、例え、突発的な事故、事情があれば、二、三カ月問題とか、あるいは半年とか、1 年とか、問題いろいろあると思います。それに臨機応変に対応するために、この第 5 号はあるんですよ。生活保護基準になると、資産も吐き出せ、預金も出せ、預金は何万あったらいけませんっていうふうに言われるんですよ。現実、目に見てるから、ちょっと大きな声出したんです。資産を処分してです。生活保護は。そういったことじゃないでしょう、これは。きちっと指摘しときます。これは、そういったお考えであるならば、規制の基準はやめるべきだというふうに思います。

このことについては、引き続き、介護保険の問題については、決算予算通じて、引き続き問いかけていきます。

最後に、問います。国は、要支援 1、2 に続いて、要介護 1、2 も保険から外そうとしております。自治体の裁量と予算で行う地域支援事業に、既に佐々町の場合移されておりますが、移すことも検討している。こういった事態に、佐々町は幸いにして財政があるということで、要支援 1、2 については、自治体で受け皿としてカバーできる。総合地域支援事業という形でやりましたけども、これは先日の 9 月のときの町長の答弁にもありましたけども、実際に受け皿として、なり得る自治体というのは、その当時は、まだ 3 分の 1 しかないというふうな答弁があったかと思いますが、そういったとこで、全国の自治体の中では受け皿となり得ないところもたくさんあります。介護保険の対象から外すということ自体がどんな事態になるのかということ、自治体も対象者も非常に苦しめることになるわけですが、それではお尋ねいたします。佐々町は、介護保険の対象になってるもの全て、介護 1、2 も含めて、受け皿として受けとめることができるようになるのでしょうか。自治体によっては削らざるを得ないというようなこともあるやと思いますが、給付することは約束できるのでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

9 番議員。介護保険料の減免ということについての質問でございまして、今、要介護 1、2 の取り扱いについてのことでございますが、質問の趣旨、要旨等についての流れからすれば、減免という形の話をしてのことであればいいんですが、制度上の話になれば、ちょっと質問要旨が違うもんですから。じゃあ、9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

議長の指摘を受けましたので、質問を改めます。実際に私は、介護保険料を払ってる人は要支援も含めて利用できますよという約束で保険制度はできてるわけです。そして、そういったところで、要支援から、今、保険から外されてるわけですから、今、幸いにして、佐々町の自治体で支えることはできてる。ですから、保険料が払えるか払えないかということは、利用できるかどうかの要だと思うんです。ですから、利用料の減免というのは、保険料の滞納者が出ないように利用料の保険料の減免について問いかけているところです。ですから、そういったことからいけば、制度上の問題ではありますけれども、保険料払えるような減免の問題について、しっかりと持っていなければ、これからの制度の改悪、私は改悪と言いますが、改悪に対応できないんじゃないか。利用者のことを考えて。ですから、そのことについて、利用料の減免ということは、制度の改悪をにらんで、利用料の減免についてどのようにこれから考えられるのか。従来どおり生活保護基準を厳格に守っていったって、5 号については、町長の判断は入れる余地がないというふうにお考えなのか、お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

なかなか難しい質問ですが、いいですか、住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

住民福祉課長。今、議員の御質問でございますけども、支援の 1、2 が今後外れて、介護サービスのほうから外れていくというふうな流れの中で、佐々町の介護保険として、どのように考えているかということの趣旨かと思いますが、これにつきましては、ただいま第 6 期の計画を継続して進行している状況でございます。また、その制度につきましては、議員御心配のとおり、私たちも検討・研究を重ねていかなければならないのではないかとこのように考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

介護保険料の減免について、私が質問として申し上げたのは、対象者で、そして、保険料を払う人が等しく介護保険の給付の対象にして利用ができるということ、あるべきだというふうに思ってるんです。そして、保険料が滞納し、払えないばかりに必要な保険給付を受けられないということを守るためには、やはりどなたも保険料を払えるようなふうな行政としてあり方が問われてるのではないかと。ですから、保険料の減免については、1 号から 4 号まであります。これに漏れた方について、5 号でもって全てをカバーするという条例上の制度になってるはずなんです。そうしたことからいけば、生活保護基準ということになれば、非常に厳し過ぎます。そういったことからいったら、町長の判断の余地がある規則なり、施行なりをすべきではないかと。改めて問います。町長お答えください。

議 長（西 日出海 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい問題でございます。今、先ほど申しましたように、長崎県でも佐々町というのは軽減措置の拡大についていいですか、そういうことで、今、やってるわけでございまして、それを、確かに介護保険料の費用負担については平等でなければならないとは、仲村議員さんもおっしゃってますように、私たちもわかるわけでございますけど、そのどの範囲まで我々ができるのかっていうのは、なかなか厳しいところもありますので、これについては、先ほど課長が申しましたように、第 6 次の計画の中で検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

最後に町長に求めたいと思いますが、私は、今、ぜひ国に物を言っていただきたいというふうに思うんですが、国が介護保険で、要支援も含めてです。これだけは国も大半のお金を半分使って、保険制度をつくるからという約束のもとに、これがなされていったわけですから、今、

介護保険制度が危機に瀕してるということは、そのことについては、やはり、国が負担割合はもっと増やすというような要請をぜひしていただきたいということを求めたいと思いますが、お考えを最後にお尋ねして、質問を終わりたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
これは、今、少子高齢化っていいですか、高齢化社会で、やはり、介護保険料の負担っていうのは、我々行政としまして、負担割合っていうのは求めていかなければ、なかなか財政上、我々も苦しくなるわけですから、そういう機会があれば、これは町村会とか、市長会とか、全体でやはり求めていかなければならないんじゃないかと。もし、やるとするなら、まとまってやらなきゃならないと思ってますので、私もそういう考えは思っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
以上で、9 番、仲村吉博君の一般質問を終わります。
これより休憩をいたします。5 分間休憩いたしたいと思います。

（10時57分 休憩）
（11時02分 再開）

— 日程第 2 一般質問（西日出海議員） —

副 議 長（福田 喜義 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一般質問、一答方式により、10 番、西日出海君の発言を許可します。10 番。

10 番（西 日出海 君）
副議長の許可をいただきましたので、2 年ぶりの一般質問をさせていただきます。
2 年前にも申し上げましたが、同僚議員の全員による同意をいただきまして、年に 1 回ぐらいいは一般質問をしていいただろうという御理解をいただいております。
また、本日も多くの方が傍聴に来ていただいております。私も議長に就任以来、議会改革の一環として、傍聴者を一人でも多くということで運営をまいりました。感謝申し上げる次第でございます。
町議会と町長は、お互いに独自の権限を持ち、車の両輪のごとく、よりよいまちづくりに努めてまいりました。皆様の御協力と御支援をいただき、この 4 年間、佐々町議会議長として、長崎県町村議会議長会の会長として、また、全国町村議会議長会の町村議会の制度・運営に関する検討委員会の委員長として、活動させていただきました。いろいろな経験のもと、町長とは町政について議論をする場がございませんでした。やはり、議員である以上、議論すべきであろうということで、質問をさせていただきます。
まず、1 番目に本題に入ります。
今回は、通告一覧のとおり、行政運営の実績についてと題しまして、まず古庄町長になられて、在籍 8 年になろうとしております。町長在籍 8 年間にける重要施策の遂行の評価はいかにということでございます。本年 12 月から、役場職員の皆さんには人事評価制度が導入され、

それぞれに始まりました。個々に目標を設定したり、自己評価があらうかと思います。それに上司の評価もあるようですが、町長自身はどのように重要施策の遂行分析して、自己評価されておられるのか、お聞きしたいと思います。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、10番議員の御質疑にお答えしたいと思っております。

質問の趣旨というのが、町長在籍の8年間の重要施策遂行について評価はいかにということ、私自身も平成21年から町長ということで、間もなく、先ほど申されましたように、8年ということになっております。いつも議長から、車の両輪のごとくということを受けておりまして、議長さんは県の議長の会の会長さんでありますので、いろんな場面でいつも会議は一緒に大体行くわけでございますけど、私も全体的に評価として、どういうことかということでお話がありました。全体的な評価としましては、総合計画というのを立てておりますので、その中で、平成23年3月に前期5カ年計画、5カ年が経過したということから、ことしの3月にも後期計画を策定をしたところでございますが、前期5カ年っていうのを検証するということ、我々、私も、そういうことが、住民の皆さんがどういう実績をとるのかというのは持っていますけど、一応、目指そうという値っていうのを目標値ですか、達成したっていうのが、おおむね大体半分程度、55%程度じゃないかと、今、考えております。財政状況っていうのが一番大事でございますけど、平成27年度と21年度、初めてなったときですね、私が町長就任したときと、それから27年度というのを単純に比較させていただきました。財政の弾力性を図る経常収支比率は4.4ポイント上昇しておりまして、79.8から84.2%となりまして、これはちょっと悪化したわけでございますけど、地方債の残高というのが200万程度の圧縮でございまして、基金が18億2,000万円の増加となりまして、普通会計で、54億4,000万程度の基金となりまして、現状では健全財政っていいですか、に努めたというところでございます。そのほかのいろんな事業については、ちょっと長くなりますけど、よろしいでしょうか。（西議員「短くお願いします。」）短く。8年間ということで、すいません、御迷惑かけます。

まず、計画に即して話をさせていただきたいと思っています。

1つ目は暮らしづくりということで、大きなくくりがありまして、その中で、子育て支援というのを、1つは平成21年度からは家庭で育児を行う保護者とか、乳幼児の相互交流ということで、地域子育て支援の拠点事業ということで、ぷくぷくクラブを実施いたしました。それから22年度からは、家庭において、子育てを行う家庭において、一時的に保育困難な乳幼児の預かりっていうことで、一時預かり事業というのを実施したということでございます。

それから、平成26年度では、子育て世代の保育所などの保育料の負担軽減事業ということで、保育料の値下げを実施いたしましたし、それから、平成27年度からは福祉医療の助成ということで、これも議会の皆さん方の御支援御協力を受けまして、小学校、中学校の福祉助成の拡充事業ということで行いまして、昨年からは、10月から小中学校の医療費の一部の助成を実施したということでございます。

それから、27年度からは75歳以上の在宅の高齢者の交通支援ということで、タクシーの初乗り料金の相当額をチケットとして、高齢者の外出支援っていうのを行ったということでございます。

それから、28年度に高齢者の見守りネットワーク協議会を設置しながら、高齢者の拠点づくりっていいですか、を行いまして、28年度には元気カフェというのを開設したということでございます。それから、高齢者の在宅支援の福祉充実を図るために小規模な住宅改修事業に対

しまして、高齢者の少規模住宅改修助成事業っていうのを新たに町単独で補助事業として創設いたしました。

それから、もう一つは、これは、第 3 次の行政改革、18 年度につくりました佐々町の行政改革プランによりまして、町立保育所の民営化ということでやっております。この 23 年度には、第 3 保育所の民営化を完了いたしましたして、次に、第 2 保育所の民営化を検討するということしていましたが、町立幼稚園の耐震度の不足ということで、この問題が生じたために、検討の中で、中央保育所との幼保連携型の認定こども園に移行する前提として、民営化を行うということで、町立幼稚園を廃止、民営化するっていう方向で、今、進めているところでございます。

それから、27 年度から始まりました子育て 3 法ですね。御存じだと思いますけど、これにつきましても、幼保連携型っていうことで、幼保連携の認定こども園へ移行するということを決めておりまして、そういう方向性を今、出しているところでございます。

それから、学校の施設の充実としまして、平成 21 年度から、私がりましてから、耐震補強工事を行っております、佐々小学校、口石小学校、佐々中学校。それから佐々中学校は新しく体育館を建てたわけでございますけど、小学校の体育館の耐震工事も改修が終わっておるということでございます。

それから、平成 26 年度には、電子黒板を小中学校に全教室に導入いたしましたして、タブレットを各小中学校に 40 台ずつ整備しておるということで、ICT の教育の充実ということで、我々も、これも議会の皆さんと一緒に、支援をするということで、平成 28 年度には、ICT の支援員を配置しながら、全ての先生方、それから学級、学校活動など、今まで以上に活用していただくということでやっているところでございます。

それから、まち・ひと・しごと創生に先行的な取り組み事業ということで上げておりますけど、これは学校給食費の負担の軽減事業ということ、それから小・中学校の外国語の指導助手の配置事業、それから小・中学校の学力の向上支援事業、小・中学校の児童生徒の理解支援事業と幼稚園の特別支援事業などっていうことで、今、取り組んでいるところでございます。

それから災害に強い町っていうことで、（西議員「どれぐらい、あと時間かかる。」）10 分くらいかかる。（西議員「じゃあ、もうここで結構です。私の持ち時間がありませんので。」）8 年間のあれっていうことで、（西議員「わかりました。」）

副議長（福田 喜義 君）

10 番議員。

10 番（西 日出海 君）

大変ありがとうございます。私の持ち時間がだんだんなくなるもんですから、今、町長のほうから重要施策の遂行の分析ということで、自己評価ということで、約 50% ということでございましたが、ほぼ 100% に達して実績をつくられたのかなというふうに思ってます。50% と言われたのは多分に謙遜されて言われたことかなと思っております。

そこで、町長となられて、町長選挙に出られたときには、課題といいますか、どういうことを重要視しておられたのかなというふうにお示しいただきたいのですが、これに行きますと、先ほど 10 分ほどとられましたんで、2 番目に入りたいと思います。

先ほどの重要施策はどのような課題であったかということで、御提示を願いたいんですが、それを項目別にお願ひできますか。できれば、5 分ぐらいで、重要項目というものは上げていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

副議長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

重要施策の課題ということで、今、お話がありました。これは全体的な課題としまして、昨年策定しました総合計画、後期計画、総合戦略というのをどう実現していくかということがあるわけでございます。やはり、これにつきましては、まずは庁舎などの老朽化した公共施設の計画的な更新計画というのは、策定というのが、大変大きな課題ということもあるわけでございます。それから個別で、企業誘致について、小浦南部の土地の20ヘクタールがあるわけでございます。これについては、財源とか、造成後の誘致体制とか、それから供給する水の問題、数多くの課題があるわけでございます。特に水については、これはもう県のほうにも働きかけをしてますけど、井戸の水のように水質資源の確保というのは将来的に大変難しいわけでございますので、河川水ということで、佐々川の水利権の見直しの拡大っていうことは、要望活動を今後とも行っていかなければならないと思っています。

それから、ごみ処理施設の問題があるわけでございます。これも単独町で、施設の維持整備というのは、費用の面から厳しい面があるわけでございます。これは将来的に町単独でやるのか、それから佐世保市さんをお願いするのか。それからもう一つは民間業者もありますね。だから、そういう選択っていうのは、担当委員会とか何かで、よく協議していただいて、これを決定しなければならないんじゃないかということではと思っています。

それからし尿処理ですね。し尿処理施設も今、民間委託のほうでやっていただいて、大変助かってるわけでございます。これを今後どのような方法で、最適な方法を判断するかっていうタイミングが今からやっていかなきゃならないタイミングが出てくるのではないかと考えておりますし、これはもう初期投資2億4,000万程度かかるのではないかとと言われてますし、管理費も2億ぐらいかかるってということで、こういって、今後どうするのかというのは今から出てくるのではないかと考えていますし、それから農業集落排水の下水道直結とか、新築家屋への下水道の接続など、し尿は年々減少していくってということで、将来的には過剰施設っていうことも考えられるわけでございますので、これについては十分今後検討しなきゃならないと思っていますし、地元への説明っていうのもやっていかなきゃならないんじゃないかと思っています。

それから公園管理については、思うように行き届いてない部分っていうのがたくさんあるわけでございます。公園については、公園の長寿命化っていう、今、策定中でございますけど、今後は遊具の更新などを考えていかなきゃならないし、桜とか、ショウブとかの十分な維持管理体制っていうのが課題じゃないかと思っています。

それから西九州自動車道については、佐々町内でも課題が今、あるわけでございます。これは県と地元とそれから町とも入って、皆様と一緒に協力を進めていって、スムーズに行くような体制をしなければならぬと思っていますし、それから公営住宅についても、これは建てかえっていうのがあるわけでございますけど、やはり図池団地の建てかえなど取り組むっていうことになっておりますけど、建てかえの住宅の検討とか、場所とか、いろんなものがありますので、これは具体的に今、進んでないわけでございます。これをどうするのかというのは、今後考えなきゃならないと思っていますし、それから中央地区の排水対策事業でございます。これについても計画的な事業を執行しなきゃならないと思っていますし、災害の面からを考えて、防除しなければならぬと思っていますし、それから、国の交付金の配分枠っていうのが今、なかなか厳しくなっているわけでございます。これについても、引き続き、国・県に要望を努めたいということと、それからあと町有地を今後どうするのかと、残地があるわけでございますので、それをどうするのかというのを引き続き検討していかなきゃならない。そういうのがあると思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

町長の重要施策をいただきました。実は、私も私なりの重要施策というものも考えておりました。これは9月に一般質問された須藤議員と重複するところもありますが、し尿処理について、ごみ処理について、企業誘致について、庁舎の耐震化と、それから遊休町有地についてと、そして水資源と、こういうものについては町長と同じで。また、ほかにもいろいろ町長のほうにもあられると思いますが、私も同じように、子育て支援についてとか、あるいは高齢者の支援について、そして佐々町の基盤産業である農業政策についてと、また地場企業の育成について、あるいは公共施設の管理及び整備についてということ、そして財政についてという大きな重要施策というものも、私も多分に同じかと思います。

その中でいくつか取り上げて質問させていただきます。

これからは、町長、答弁は端的な短い言葉でお願いしたいと思います。持ち時間がもうありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。そういう質問の仕方でいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず、し尿処理についてでございますが、9月の須藤議員の一般質問のおさらいのようになりますけども、平成27年度から29年度まで3年間民間委託を行っております。あわせて3年間の債務負担行為もいたしました。そこで、私が平成26年12月定例会一般質問で、前処理施設を下水道処理場内につくり運営した場合と民間委託した場合との比較について、結果として、民間委託にとりあえず委託処理することでメリットとして、年間1,000万円程度の費用縮減が見込まれるという説明を受けていたことを発言しております。担当委員会でも調査研究や全員協議会での協議を含め、26年1月28日の全員協議会で、町長から、前処理施設を建設するにあたり、地元説明をして、条件整備が整い、建設する間、おおむね3年間の暫定期間、し尿処理方針として、民間に委託したいとの提案があり、全員協議会で議員の意思を諮り、民間に3年間処理委託をすることを了解した旨、会議録に載っております。そこで、住民説明会や前処理施設についての方針の件で、須藤議員も9月一般質問の中では、担当課長答弁では、町長にデータ的なものは提示したが、進言していない。副町長は、幾度となく町長と話をしておると。結果については、まだ至っていないと。町長答弁では、3年間は民間に委託するということで、議会の皆様に認めていただいたわけですから、その後、1年から1年半ということで、結論を出すということで話をしたというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしますとはあります。もう既に1年半を過ぎました。この件について、9月議会終了からの協議内容をお聞きたいと思います。

まず、協議をされたか、されてないか、それだけで結構です。

副議長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この件については、大変御迷惑をおかけしてるわけでございますけど、実際的には、協議は行っておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。

副議長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

していないということでございます。

まずは、町長が処理方法をどのように考えているかということが必要であって、もう結論を出さなければならないという時期に来てるというふうに私は思っております。多分、町長もそう思っておられるだろうというふうに理解をします。私は、民間委託で費用削減ができるのであれば、それはそれでよいことだと私は思います。ただ、町長が、結論をこのまま、ずるずる延ばすようなことなく、この3年間の委託期間の中に建設が間に合うのかと。ということは、もう3年間で、中で、つくってするということは無理ではないのかなと。ってというのは、もう既に委託期間までに前処理施設の建設は間に合わないことはわかっておられての発言ではないのかなというふうに私思います。委託期間満了期日の期限は29年度末ですから、30年3月31日までですよね。来年29年3月定例会は、6月に選挙があるため、骨格予算となるわけです。そうすると7月議会が本格予算となって、29年度では地元説明を行い、仮にですよ、前処理施設をつくると、建設をするという前提ですするならば、29年度では地元説明を行い、設計を発注し、工事入札し、本工事を発注して、完成。これが30年の3月31日までに完成させることは不可能ではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、議長さんが申されますように、30年の3月までですか、今、3年間の民間に委託してる期間でございます。確かに厳しい日程ということを私も承知しておりますけど、その件については早く結論を出して、町として取り組まなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

もう本当に期間的には、来年の7月に議会があって、それで説明会をし、発注をしとなれば、もう、まず1年はありませんよね。少なくとも6カ月間ぐらいの期間になろうかと思うんですが、その中で、実際、もろもろの今、先ほどお話ししましたような調整かれこれや、設計、そして、工事というものでは、私はもう間に合わないというふうに思ってます。そういう中で、現実的に間に合わないということであれば、町長も方針としてはですよ、もう、これは民間委託でいくならいく。あるいは、もう建設するなら、する。もう、ここの回答、回答といいますか、結論をもう出さなきゃいけない時期は、もう既に12月、ここであってると私は思うんですね。これが3月の議会になりますと、私どもも3月の議会が最後でございます。やはり、町長も3月の議会で、任期としては、議会に出るのは最後かと思います。多分、次まで行かれるかもしれないんですけども、そういう中で、任期中においてのこの結論、決断というものが、私は必要ではないかと。当然、自分の任期中のことであるわけですから、当然任期中に決断し、その処理をする、方針をするということは、町長の責務と思いますが、いかがでしょうか。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、私も任期中までには決断をしなきゃならないと思っておりますので、これらについては、議会の皆さん方と一緒に、諮ってやりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番。

10 番（西 日出海 君）

町長のほうから、初めて、期日的な答弁をいただきました。今までは早期にというような答弁がいつもありましたんで、これは任期中ということでございますので、当然3月議会までには結論出されるということで、理解してよろしいでしょうか。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

当然、今、議長さんが先ほど申されましたように、これをつくる、新しく新築する場合でも、期間的には間に合わないわけですから、結論的には早く出さなきゃなりませんので、3月末には結論は出さなきゃならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

今、町長のほうから、3月議会までにはというふうに理解してよろしいですね。はい。

それでは、次に入りたいと思います。

また、これもまた、同じように、ごみ処理についてということでお聞きいたします。

昨日の一般質問でもありましたけども、長崎県ごみ処理広域化計画、佐世保・県北ブロックにおけるごみ焼却施設整備目標の施設数について、平成32年度ですか、5施設とされているため、広域の見直しを要望したことであって、佐世保市の施設での処理を特定して見直しを求めたものではないというふうに思いますが、その点についてまず町長にお答えを願いたいと思いますが。県知事要望活動の中で、広域化の見直し。これについては、佐世保市に対してのことではないと。あくまでも広域化の見直しであって、自治体をどここの自治体として指定したものではないということで、私は理解しておるんですが、よろしいでしょうか。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、平成11年の3月に、ごみ処理広域化計画というのが長崎県の、県北全体をごみ処理広域化計画って初め出してあったので、私は佐世保市だけを思ってるんじゃなく、全体的に県北地域で一つをつくるんだっていう話で聞いておりましたので、そういうことで思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番。

10 番（西 日出海 君）

私の考え方は間違っていなかったというふうに思います。それは、相手方にもいろいろな事情等があるかと推理することでございます。ここで、昨日は、佐世保市というような名前も何かあったように思いますが、決して、佐世保市に対してという広域化の見直しではないということだけ、ここで限定させていただきたいと思います。

このことにつきましては、やはり、ここ一、二年で広域処理をするということ、なかなか難しいのではないかなというふうに思います。その件については、陳情しながら、知事との回答の中でも、私はそういうふうに見受けいたしました。ただ、活動はしなけりゃいけないと、要望活動をしなけりゃいけないというのは、継続してやらなければならないというふうに私も思っております。

そこで、そういうことを含めて質問でございます。誤解のないようにお願いしたいと思いますが、ごみ処理委託とは、今のクリーンセンターで、ごみの焼却をしないで、民間の施設で焼却だけをする一部委託のことというふうに私理解しておるんですが、そういうことでよろしいですね。そのことで、私は、平成26年12月定例会の一般質問の中で、町長は答弁として、このような発言をされております。平成26年12月第4回定例会2日目でございます。では、その分を読ませていただきます。

「執行として、広域の処理を進める努力は継続すべき。基本的な考えの中でありますけど、それまでの間は、やはり、先ほどお話がありましたように、3,000万以上の経営縮減があるということを考えれば、これまでの間は民間施設で処理をして、費用効率を高めたいと、そういうふうに進めたいということで、考えを申し述べております。町としまして、お金がどれくらい税金を使うのかというのは、対費用効果を考えれば、そうせざるを得ないのではないかと、これが一番私は適切な道ではないかと思っ、やはり、税金はいかに使わないかということであれば、その方法が、私は、一番適切な方法だという考えでもってお願いをして、民間委託を行っても、包括的な処理費というのは、責任は当然本町でございますので、町民の皆様方には御迷惑をかけないように、しないようにやっていかなければならないと考えています。」とあります。

さて、そこで、議会答弁から、27年、28年と2年たちました。町長はこの2年間、どのように協議を重ねてこられたのか。協議の回数だけお知らせ願いたいと思います。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

この協議っていうの、中身、対外的にですか。対外的な、（西議員「民間委託に関して。」）内部協議は何回かしたと思っておりますけど、回数はちょっと覚えておりません。これは議長も御存じのように、今、年間5,000万ぐらいの維持管理っていいですか、管理だけで、維持費、修繕料ですか、がかかってるんですね。これを30年が大体年限で、今、延命措置をやってるわけでございます。延命措置するようにですね。ただ、これは、四、五年間は延命措置ができるわけですけど、先ほど、この前も淡田議員が申されましたように、できるんですけど、それをどうするのかというのは、これを今、維持管理を5,000万使って、それから年間の経費をたくさん使ってやるのが効率的であるのか。それを今度民間のほうに、民間も今あるわけで

すね。だから、民間にその間やってもらうのか、それから新しくつくるのか、それから民間で頼むのか、ある程度お願いするのか。それから、佐世保市さんと、広域圏ですね、今、広域連携というのをお話がっておりますので、その中でやるのかって、3つの選択肢があると思います。これは、議会の所管委員会っていうのがありますので、所管委員会で話し合いしながら、やっていかなきゃならないと。ただ、効率的に考えれば、どのくらい安いのかというのは、きっちともうわかってると思うんですよ。大体安い方法は。ただ、今後それでやっていけるのかっていうことも、佐世保市さん、民間施設といっても、佐世保市さんが民間施設あるわけでございますので、そういう中で話し合いっていうか、協議の場、我々は、そこだけ広域的なことじゃなくて、別のことで佐世保市さんには協議をしてやっていかなきゃならないんじゃないかと、私はそういう考えでおりまして、一番、住民にとって効率のいい方法っていうのは、選択しなければならぬんじゃないかと思っております。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

私も町長と同じような考えになろうかと思います。このごみ処理だけにかかわらず、今、来年1月にはまた第2回目の予定をしておるんですが、MR沿線自治体に関係する市町で、西九州北部地域市町議会協議会というものを任意に、今、佐世保の市岡議長を中心にして、やっております。このMR沿線自治体は佐世保市の連携中枢都市構想の中に入ってる自治体ばかりでございます。そういう中でも、議会としても何らかのアクションを打ちながら、佐世保市に協力をお願いしたいと。ただ、これが佐世保市だけじゃなくして、松浦、平戸の議長も入っておりますんで、そういうところにも、佐々町の立場というものを理解していただくための努力もしてるところでございます。

今、国を初めとして、他の自治体でも民間でできることを民間でやろうじゃないかと。そして、そういう中で、空港の運営すら民間でという話も実際出てるわけですね。そういう面では、町長が先ほど言われたような経費的な含めたところで、民間で考えられるものであれば、民間でやっていきたいというふうに、私も思いますし、できれば、そういう方法で進んでいただいて、最終的には、広域化で入れば、また広域化の中で計画があろうかと思います。今、出す経費というのをいくらかでも下げる。少なくする。その努力は我々議会も行政も一緒だと、執行部も一緒だというふうに思いますので、その努力をしていただきたいというふうに思います。

時間が本当にだんだんなくなりまして、もう、あと20分しかございません。この中でも、ちょっと割愛しながらいかなきゃいけません。SSKの土地購入について、企業誘致の適地として買いました。25年の5月に土地開発基金1億円で購入しましたが、このSSKの土地を購入する経緯として、経緯といいますか、その土地を必要とするということは、当時の小佐々に工業団地ができております団地、それと佐々町の、ちょうど長崎県の工場なり造成含めたところの誘致合戦じゃありませんけども、そのときに佐々町が敗れたという経緯の中で、どうしても佐々町も企業誘致のための適地を確保しなければならぬということで購入されたというふうに思いますが、多分間違いないと思いますんで、そこで今、町長が領いておられますから、その答弁いただきませんが、やはり、この土地を購入して、もう3年半という状態でございますので、これは早い話、塩漬け状態になってるというふうに私はとられても仕方ないのかなと思います。9月議会の須藤議員の答弁でも、個別に企業の誘致を行っていないとか、あるいは、県の事業団だけお願いしてるとかって、直接企業に誘致活動は現時点でやっていないとかっていう答弁もいただいております。本当にそれでいいんでしょうか。実は、私は本当にそ

ういう状態であれば、本当に購入してよかったのかなという、ちょっと懸念もするところでございます。実際佐世保市でも誘致活動するために担当者を決めて、1,000件あるいは2,000件という企業回りをされたという、その努力も聞いております。その努力が実って、小佐々の工業団地には企業が進出され、もう今、満杯であるというふうに聞いております。佐々町の企業誘致の思い、熱意、努力というものを重要施策に町長も入れておられますので、ぜひ、この企業誘致の活動と推進というものを図っていただきたいと思います。これについては、もう時間の都合上、答弁をいたしません。お願いというよりも、そういう努力目標を持って購入されたわけですから、当然推進されるだろうということで、期待をしておきたいと思います。

次に、庁舎の耐震化についてでございますが、これもまた、9月の須藤議員の質問と重複します。庁舎を44年と56年に建設され、そして、強度が、I s 値が0.19、そして、0.37ということで、国の基準で行けば、非常に危険であると、倒壊のおそれがあるということまで、わかっておるところでございます。庁舎は防災の拠点ということで、皆さん御存じのとおりだと思いますが、その現状が全く進んでいないというの、ちょっと寂しいことでございます。これも、ここ一、二年の話ではないのではないのかなと思います。私も久しぶりに、21年に議会戻ってまいりましたが、やはり、この庁舎についての考え方というのは、そのころからも、既にあっておったというふうに思います。そして、その間にも、こういう質疑をしましたが、今は大学の先生、教授に依頼しておりますと。それでどうなったんですかって、その答えも出てきてない。やはり、これは、いつやるかということもまだ決まっていない。その方向性すら決まってる。果たして、そういうことでよろしいのかなと思いますが。町長に時間をやれば、10分ぐらいしゃべられたら、また私はしゃべられませんので、まとめて答弁いただきたいと思います。もう方針も、これも庁舎の方針もどうするかということは、町長の任期中に3月までに答えを出していただくということは、できるかどうか。それだけで結構です。もう長く言わないでください。私も時間ありませんので、いかがでしょうか。

それと、次にあわせて、遊休町有地についてでございますけども、この件につきましては、ちょっと時間の都合上、どうしてもありませんので、ちょっと残念ですが、次に行かざるを得ないのかなというふうに思います。

その中で、町長に答弁といたしまして、庁舎についての方針、建てかえ、あるいは、耐震化という最終的な方向性。これについては、3月議会までに出していただけるかどうか。その答えだけで結構です。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

庁舎建設については、大変皆さん方に御迷惑をおかけしてと思っております。この庁舎というのが増築がしてありまして、先ほど議長が申されましたように大変耐震が悪いということと、それから、私になって、その後、学校とか、施設を優先しまして、庁舎っていうのをまだ考えてなかったっていうのを、私もちょっとそれがいけなかったのかなと思っています。ただ、庁舎建設については、建てるのか、耐震工事をするのかということも、大変申しわけないんですけど、まだ決定をさせていただいておりません。これも議会の皆さん方とお話して、どういう方向性に持っていくのか。庁舎のあり方検討会っていうようなのもつくってやるのか、そういうことも考えてやっていかなきゃならないということで、大変議長さんに申しわけないんですけど、3月までっていうのがなかなか厳しいのではないかと。新しい執行部が考えていただいて、どうするかというのはやってもらえればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番。

10 番（西 日出海 君）

町長の任期中には方針が出ないということで、今の任期ですよ、今の任期では出さないということで、次の任期のときは多分出されるかと思うんですが、できれば、早く方針を決定していただきたいと思います。

また、あと、町有地関係があったわけですけども、旧診療所跡地、あるいは、旧里公民館跡地、そして、今、ぷくぷくクラブが利用しております旧第1保育所、そして、国鉄寮跡地、そして、旧神田、春の山団地跡地、旧神田公民館跡地、旧芳ノ浦公民館跡地、そして、ライスセンターの跡地といいますか、そういうものについて、それぞれの案をお聞きしたかったんですが、ちょっと時間がありませんので、3月にちょっとお願いをしたいというふうに思います。

最後になりますけども、佐々町の将来像についてと、行政方針をどのように考えておられるかということをお聞きしたいと思います。できれば、5分でお願いできますか、答弁は。でないと、1時間を切りますと、私の最終ができませんので、いかがでしょうか。5分以内にまとめて、方針というものを出示していただければと思うんですが、できますでしょうか。できないようでしたら、もう、それで。私が最終的に言った後、5分でよろしいでしょうか。はい。お願いします。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

もう簡単で。（西議員「はい。」）やはり、佐々町の将来っていうのは、少子高齢化っていうのが、議長さんも御存じのとおり、人口減っていくわけです。それから、2060年に1万人程度になるんじゃないかということもお話もあってます。これは人口が減れば、将来的に社会資本とか、税収はもちろん減るわけでございます。だから、このサービスを維持するためには人口を減らさないような施策っていいですか、そういうことを考えていかなきゃならないと思っています。これは、私も、佐々町の将来像っていうのは、私がいろんなことを言うんじゃなくて、これはもう総合計画にも掲げておるということを私どもはそれを忠実に実行するというのが、基本的には問題じゃないかと思っております。佐々町に住むなら佐々で、佐々町に住んでよかったと思えるようなまちづくりっていうのが、今後の後期の基本計画に掲げてありますので、それに沿った町政、新たになる人たちも、そういうことを背負って、やっていかれるのではないかと思いますので、そういうことで御理解をいただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

大変申しわけなく思っております。時間を5分ということで答弁をお願いしたところ、もう、最後の仕上げになろうかと思いますが、実は、私も佐々町の将来像というものについて、長年議員として、行政のあり方、まちづくりについてとあるわけでございますので、その辺から発言させていただきたいと思います。

佐々町の人口については、平成24年12月31日で1万3,830人でした。平成27年12月31日、1万3,818人となっております。この中には、平成27年1月以降、外国人の方の登録を入れて、1万3,818人ということで、平成28年10月31日では1万3,818人。実際は人口としてはマイナスになってるんですね。多分おわかりかと思うんですが、外国人住民についても日本人と同様、住民基本台帳の適用対象になったということで、平成24年7月9日に施行され、外国住民に対して、住民票が作成され、翌年平成25年7月8日から住民基本台帳ネットワーク及び基本住民台帳カードについて、運用が開始されたということで、外国人住民も住民基本台帳制度の適用対象になったということで、44名の方が増えたということでございますので、実質的に外から人口が増えてきたということではないということだけ、御理解をさせていただきたいと思います。

人口ビジョンという言葉が本当によく出てまいります。今の人口を持続させ、地方財政を維持するには、生産年齢人口の定着が必要であるというふうに私は思います。若い家族の人たちを呼び込むことでございます。この世代の人たちは、出産、育児、教育と、いずれも苦勞の多い大切な時期を迎えております。安心して子育てができる魅力ある環境で、佐々町に呼び込み、住環境を整え、定住促進を図ると同時に、人口増加に努め、健全財政のもと、福祉の増進と安心安全な人に優しい人に住みやすいまちづくりをつくるのが、進めることが必要だと私は思っております。このようなことから、子育て支援と企業誘致による雇用の確保を政策の主にしていかなければならないというふうに私は思っております。

そして、私のほうに、町民の方からすばらしい御意見をいただきました。読ませていただきます。

「東京圏を初めとする高齢者がみずから希望に応じて地方に住み込み、地域社会において、健康で生活を送るCCRCに佐々町も取り組みされているが、今後、医療介護の費用が増大することも懸念されることから、CCRCと並行し、若い世代の移住定住促進に取り組むことが必要だと思われます。このためには、雇用確保のための産業振興、担い手を育成確保するための農業振興、さらには、安心して佐々町で生活するための医療福祉、子育て支援など多岐にわたる政策を町長が先頭に立ち、執行部全てがかかわり、町一丸となって取り組む姿勢を希望します。また、現状維持の政策では、佐々町は衰退すると思われます。」といただきました。まさに、私も同感でございます。本当に感激いたしましたところでございます。そこで、町長、このような政策の中で、私は考えておるんですが、最後に、佐々町の将来について、本当に関心のある方々と公開の場で討論会あるいは意見発表会の開催をされるお考えはありますか。というのも、8年間、実は私も町長と一緒に久しぶりに戻って、この行政、議会におりますけども、町政懇談会が開催されなかったことを本当に残念に思っているところでございます。そういう面で、含めて、ぜひとも公開討論会の開催をお願いしたいと思います。開催される意思はございますか。あと5分でございますね。よろしくお願いいたします。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

公開討論会っていう趣旨がよく、あれですけど、私は、今、現状では、そういう考えは大変申しわけないんですけど、持っていないということで、公開討論会って、どこ、選挙のとき、（西議員「いえいえ。選挙という表現してません。」）いや、これは住民との対話集会とか、何かということですね。これは、今、段階で、なかなかちょっと厳しいのではないかと考えてますし、やはり、新しい方がなられて、その後に住民対話集会ということを考えていらっしゃれば、それで、私は十分じゃないかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

あと、5分ですね。この公開討論会というのは、一つは、パネルディスカッションみたいな形の中で、これを選挙というふうにしますと、皆さん大変誤解をされます。私まだ誤解をされたくありませんので、そういう面では、私は、まちづくりのための政策を研究する、そういう意味での討論会、あるいは意見発表会ということ町長のほうからされないかなと。これはやっぱり町のトップ、リーダーですから、町長の声かけによって集まってこられるでしょうし、そこに関心のある方々はこぞって、まちづくりに協力していただけるだろうというふうに、私も本当に思ってるところでございます。私も議員の一員として、そして、ほかの同僚議員も同じように、まちづくりについては、こういう議会の形だけじゃなくて、住民を交えたところで、一緒に、そういう発表会であり、討論会であり、セミナーであり、パネルディスカッションという、そういう形の中で、私はしていただければということで、決して私は要望いたしません。あくまでも町長がそういうことをやってくれると信じて、きょうはここに立ってるわけでございますので、最終な答弁として、そういう前向きな姿勢としてやっていこうではないかという答弁がいただければ、ここで終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

副 議 長（福田 喜義 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

今の時期っていいですか、選挙が来年あるわけでございます。そういうときってということで、早く私もやっていればよかったんですけど、これを逸してしまって、今、現在ということでは、なかなか私の任期ではそういうことは難しいと思っております。だから新しい方にまた、そういう町政の状況とか、地方創生ですか、総合戦略についてのこういう方向性というのが、皆さん方に説明するっていうのは、大変議長さんが言われるように有意義なことではないかと思っておりますので、そういうことでしていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副 議 長（福田 喜義 君）

10番議員。

10 番（西 日出海 君）

最後になりました。答弁は要りません。私も2年ぶりに一般質問させていただきました。議員である以上は一般質問するのが本当の形かと思いますが、信頼する友人たちからは、議長は一般質問するべきでないぞと言われながら、今回は町長攻撃をすべきじゃないぞということも言われておりました。決して私は、そういうことは考えておりませんでしたし、町政に対する前向きな姿勢の中で、町長とは政策論争したいと、今までに政策論争するためのそういう議論の場がなかったということで、きょうは一般質問させていただきました。私なりの有意義なことになったのかなというふうに思っております。できれば、選挙関係だけじゃなくて、住民と膝を突き合わせながら、まちづくりに努力をしていただきたいというふうに思います。先ほど町長のほうから、次の人、次の人と言われておりますけれども、これは任期が来るだけのことであって、それなりに皆さん頑張っておられることでしょうか、御期待を申し上げて、私の

一般質問を終わりたいと思います。

副 議 長（福田 喜義 君）

以上で、10番、西日出海君の一般質問を終わります。

日程第 2、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後 1 時から再開します。

（11時59分 休憩）

（13時00分 再開）

- 日程第 3 議案第47号 平成27年度佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 4 議案第48号 平成27年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 5 議案第49号 平成27年度佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 6 議案第50号 平成27年度佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第 7 議案第51号 平成27年度佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。

日程第 3、議案第47号 平成27年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件、日程第 4、議案第48号 平成27年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 5、議案第49号 平成27年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 6、議案第50号 平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 7、議案第51号 平成27年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件、総務厚生委員会に付託された事件の議案第47号から議案第51号までを一括議題とします。

順次、報告願います。

それでは、総務厚生委員長お願いいたします。7 番。

（総務厚生委員長 須藤 敏規君 登壇）

総務厚生委員長（須藤 敏規 君）

9 月28日の本会議において、総務厚生委員会に付託を受けました決算審査について報告します。

付託されました平成27年度 決算認定に係る案件は、一般会計決算及び特別会計決算 5 件であります。

本委員会は、10月12日、13日、14日、17日、21日の 5 日間に委員会を開催し、町当局から詳細な説明を聴取し、慎重な審査を行ったものであります。

初めに、議案第47号 平成27年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件から報告をいたします。

10月12日、13日、14日、17日、21日に審査を行いました。

全体の収支決算の概要は、歳入総額63億3,290万1,411円、歳出総額60億835万4,722円。歳入歳出差引額 3 億2,454万6,689円、翌年度へ繰越すべき財源、繰越明許繰越額2,840万円、実質収支額 2 億9,614万6,689円、うち基金繰入額はゼロ円です。

財政健全化判断比率の実質公債費率は6.2%で安定をしていること、財政上の能力を示す財政力指数は0.49で前年度比0.02ポイント増加をしています。経常収支比率は84.2%で昨年度よ

り 3.6 ポイント増加しています。基金への積み立てや積立金の取り崩し、地方債の繰り上げ償還差し引きによる実質単年度収支は 2 億 987 万 8,000 円で黒字となっています。

町税収入と未収額です。個人住民税は 5 億 340 万 5,316 円、未収額は 2,649 万 787 円、法人町民税は 1 億 9,519 万 2,800 円、未収額は 61 万 7,685 円、固定資産税は 6 億 7,446 万 2,538 円、未収額は 3,161 万 4,671 円、軽自動車税は 3,602 万 3,295 円、未収額は 103 万 8,934 円、たばこ税は 1 億 2,848 万 1,689 円、未収額はゼロ円です。

町税全体で 15 億 3,756 万 5,638 円で、不納欠損額が 143 万 9,514 円、未収額が 5,976 万 2,077 円となっています。

歳入全体に対する町税比率は 24.3% となっています。町税や使用料及び繰越金などの自主財源が 45.9%、地方交付税や国県支出金及び町債などの依存財源が 54.1% の構成比となっており、自主財源の比率が前年度より 2.9 ポイント減となっています。主要な依存財源の地方交付税は 15 億 3,645 万円あまりで、前年度より 6,373 万円あまりの減となっています。

主な質疑について申し上げます。

歳入全般について。財産に関する調書で中身はそのとおりあるのか。土地の所有権はあるのか。貸家の物件があるのか。基金ごとの銀行利子と運用益を明確に出していただきたい。基金について必要時期、必要額を明確にすべきではないか。どのような考えか。土地開発基金で、売却後早い時期にということであったが、一般会計に関して管理していくべきではないか。出資による権利で出資金の相手方の企業の内容等の検討が必要ではないか。地方債残高で交付税措置はどのくらいあるのか。住宅使用料で高額滞納者リストの死亡など収納は可能なのかなど、質疑答弁を受けています。

歳出について全体的な質疑です。不用額と繰越額について、町民のために決算のときに出てくる前の段階で、有用な形で補正の予算は組むことができないのか。定数管理はいつごろ示されるのか。正規職員が何人必要なのか。非正規の雇用のあり方、施設の管理と並行する部分があると思うが、どのように展開していくのか。

各款ごとに報告します。

総務費では、災害対策で住民を巻き込んだ訓練は必要であるのか、ないのか。

防災行政無線について、覚書は町が圧倒的に不利になっているが、残すこともあり得るのか。温浴施設の町有地和解の件で、口頭で進められてきた。規則違反でないのか。

地域おこし協力隊の任期満了後の支援について、地域おこし協力隊共同のまちづくり促進補助金はどのような状況で今後も継続していくものか。方針はないのか。

ふるさと納税の今後について、町として、町長として財政が小さい自治体が成り立つようにするもので、積極的に推薦するべきではない。

マイナンバー制度について、10 月 4 日に裁判で結果が出ている。危険性があることを進めることはいかがか。

交通安全対策費の交通指導員と交通安全指導員の役割と違いは。分ける必要があるのか。

民生費です。臨時福祉給付金、子育て世帯臨時給付金、この 2 つの給付事業は対象者全員に行っているのか。

災害時、要援護者の対策で、町内会長との連携、地域防災の関係との部分で、ひとり暮らしの所帯等の現実的な連携はどのように。問題はないのか。

衛生費です。し尿処理の今後の動向について、26 年ぐらいから論議をしてかなり期間を経過している。どのような調査結果で今の検討をどうされているのか。いつごろ地元に入る方向をお持ちなのか。

シルバー人材センター運営費補助金 200 万円、町が運営に関する部分、現実の運営はうまくいっているのか。

農林水産業費です。資金を出すことが実際の農業を復活させていくのか。そういう事業にな

っていくのか。

農業体験施設で、管理人報酬は 1 名置いていたが、仕事関係、業務関係、作業員との連携関係はうまく機能しているのか。

林業公社について、事業継続の見込みがあると認めるときと条例にあるが、町長として見られたとき継続可能なのか。

林業開発促進費が残高 7,000 万となっている。今後の状況はどうなるのか。

商工費です。窯体験施設の利用は町外の人であり、公共施設等管理計画地方創生の絡みでどう発信していくのか確認をしたい。

観光協会補助金、観光情報センターに出しているが、収入の内容と今後に向けた取り組みをどのように考えているか。

消費者行政で嘱託員 1 名を雇用している。実績はどうであったか。補助で持ち出しがないと理解してよいのか。

土木費です。高い入札に関して課題があると考えているのかいないのか。どういう認識をお持ちなのか。

側溝など、土木基準、建設基準など法的な規制がある。直営は適用しないとの解釈、説明であったが、町有の施設を扱うのだから基準は、直営はいらないのか。

公営住宅について、民間の賃貸住宅の状況は把握されているのか。地元からの要望があって対応できない部分があるのか。25 年度まで 516 件で、今はどのぐらいあるのか。

下水道と浄化槽の区域の見直しとか何かは、定期的にされているのか。将来的なもので、下水道へつなぐ計画はあるのか。

教育費です。学校給食について、教育関係の臨時、嘱託職員の雇用のあり方、通学路交通安全プログラムは課題があり、どういった対策がされたのかの実績部分を一覧にして見える化する。今後に向けた意識の共有ができるのではないか。

佐々っ子学び隊の件、充実の考えはないのか。

要保護、準要保護の児童就学援助費で入学前、新入学児童生徒の学用品は入学前に交付されないといけないと思う。実態はどうなっているのか。

基礎的な学力をどうつけていくのか、考え方、方針をお尋ねしたい。

学校給食負担軽減事業補助金の不用額が多いが、理由を。残額が 409 万 9,700 円ですなど、質疑し、討論を受けています。

賛成反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、採決の結果、挙手多数で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

次に、特別会計についてです。

議案第 48 号 平成 27 年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、10 月 13 日、21 日に審査を行いました。

全体の収支決算の概要は、歳入総額 17 億 9,600 万 281 円、歳出総額 17 億 4,119 万 9,581 円。歳入歳出差引額 5,480 万 700 円、翌年度へ繰越すべき財源ゼロ円、実質収支額 5,480 万 700 円、うち基金繰入額はゼロ円です。

国民健康保険税収入は 2 億 8,179 万 6,850 円で、不納欠損額が 127 万 9,800 円、未収額は 6,308 万 7,348 円となっています。

主な質疑について申し上げます。

収入率が低いのは国保税そのものが高いのか安いのか、適正なのか。現場の段階で検討しなければならないのではないか。

基金残高の一定の基準に対して多いのか少ないのか。

一般会計から投入して国保税を引き下げていただきたいと言っているが、どういうふうに捉

えてよいのか。

基金は社会的変化の中で変わるが、国保の引き下げのためにされているところもある。引き下げの財源はどこに求めるか、やはり一般会計ではないかと質疑し、答弁を受けております。

賛成反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、採決の結果、挙手多数で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

次に、議案第49号 平成27年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、10月13日、21日に審査を行いました。

保健事業会計の収支決算の概要は、歳入総額11億293万5,980円、歳出総額10億4,257万1,399円。歳入歳出差引額6,036万4,561円、翌年度へ繰越すべき財源ゼロ円、実質収支額6,036万4,561円、うち基金繰入額はゼロ円です。

介護保険料収入は2億3,945万9,700円で、不納欠損額が227万9,620円、未収額668万174円となっています。

サービス事業会計の収支決算の概要です。歳入総額293万7,701円、歳出総額244万3,588円。歳入歳出差引額49万4,113円、翌年度へ繰越すべき財源ゼロ円、実質収支額49万4,113円、うち基金繰入額はゼロ円です。

主な質疑について申し上げます。

町として介護保険を支える人をどのように支えていくのか。育成しながらつくっていくのか。

国の指導で保険料の全額免除、法律に明確に書いてあるのか。町の介護保険料条例で免除を入れたことがある。佐々町の条例が原則で介護保険運営をすることが本来のあり方ではないかという質疑答弁を受けております。

賛成反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、採決の結果、挙手多数で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

次に、議案第50号 平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、10月13日、21日に審査を行いました。

全体の収支決算の概要は、歳入総額1億2,719万9,429円、歳出総額1億2,546万7,210円。歳入歳出差引額173万2,219円、翌年度へ繰越すべき財源ゼロ円、実質収支額173万2,219円、うち基金繰入額はゼロ円です。

保険料収入は8,551万9,800円で、未収額は6万9,600円となっています。

主な質疑について申し上げます。

一律負担を軽減していくような方策を考えるべきではないか。自己負担ゼロのまちがある。1割自己負担分を全額助成をしている、間違いはないのか。

国からのペナルティーはあったのか。取り組むことは可能と思うがいかがかと質疑し、答弁を受けています。

賛成反対の立場から討論がありました。

以上の経過を経て、採決の結果、挙手多数で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

次に、議案第51号 平成27年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、10月14日、21日に審査を行いました。

全体の収支決算の概要は、歳入総額1,074万6,375円、歳出総額991万9,464円。歳入歳出差引額826万911円、翌年度へ繰越すべき財源ゼロ円、実質収支額826万911円、うち基金繰入額はゼロ円です。

診療収入は149万3,969円で、未収額はゼロ円となっています。

主な質疑について申し上げます。

これからどういう運営をされるのか、充実を求めたい。不用な機材とか空き部屋の対応、処理をどのようにするのかなど質疑し、答弁を受けています。

以上の経過を経て、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定をするものと決定をいたしました。

以上をもちまして、総務厚生委員会に付託を受けました審査報告を終わります。

すみません、ただいまの診療所特別会計の決算で、収支決算の概要が差し引きが間違っておりますので、訂正して報告します。

歳入歳出差引額82万6,911円です。同じく実質収支額も82万6,911円です。

以上、報告をいたします。

（総務厚生委員長 須藤 敏規君 降壇）

議 長（西 日出海 君）

以上、委員長の報告がありました。

日程第 3、議案第47号 平成27年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

総務厚生委員会の報告で委員長が報告されましたように、反対討論いたしました。それに沿って、いま一度本会議で討論をして皆さんの賛同を得たいというふうに思っております。

まず、財務規則にかかわって違反しているということについては、もう既に執行部の皆さんも議員の皆さんも御承知のことだと思います。みずから決めた財務規則について、規則に違反しているということについては町として、そして職員としてはやってはならないということについては、政策の選択の諾否にかかわらず、これは問題にしなければならないものだと思います。この財務規則に関しては、責任の所在並びに町にこれだけの負担を与えたということについて、解決策、方針なり何ら示されないままに公金が支出され、そして決算に付されております。このことについては議員として全く看過できないものであります。これだけでも決算認定には賛同できかねると、反対する根拠になろうかと思えます。

引き続き、認定に賛同できない理由を申し上げます。マイナンバーについてであります、実はこれは繰り返しこれが導入されるとき、あるいはその後についても私が問題点を指摘し、反対もして来たところではありますが、そのことについてやはり全国のいろんな行政とか、あるいは行政に準じた機関から個人情報がたくさん漏れてると。これが民間にも広められるという今の情勢の中でこれを推進する、あるいはそのまま執行していくということについては非常に危惧はあろうかと思えます。国の制度であっても憲法に違反するというようなことについては進めてはならないということが基本だろうと思えます。地方自治体も国との関係では対等であります。自治体としての判断があってしかるべきだと思います。これについては直ちにとめる、あるいはこれについては進捗させていかないという決断が必要だろうと思えます。しかしながら、決算ではこのことについての推進していくということについて決算されておりますので、この点についても私は賛同できかねます。

さらに、不用額と繰越のことについて、これについても予算決算で繰り返し申し上げている

ところなんです、今回の決算については繰越と不用額の合計が 5 億 2,000 万ほどになります。例えば、委員会の報告にも書いてありますように、私が一般質問で要求した学校のエアコンについても、町長は答弁で 1 億ぐらいいかかるだろうとおっしゃっておりますけども、2 割程度の予算をこれからこの不用額、繰越から取り崩すだけでも 1 億という財源は出てまいります。そうしたことで、ただ不用額出た、繰越が出た、そして基金に積み上げていくということではお金の使い方としては間違っているかと思えます。さらに教育、福祉に対して充実するための財源としてあるべきだということで、不用額、繰越のこの問題についても賛同できかねる点であります。反対の根拠といたしております。

さらに、ふるさと納税についてであります、これはなかなか判断が難しいところではありますけれども、大いに潤っているところとそうでないところ、赤字になってて頭抱えてるところも現実にあるということがテレビの報道でもあっております。そして、けさの報道でびっくりしたんですけども、佐賀県のあるまちではふるさと納税によって 21 億ものお金が集まったということで、こともあろうに議員の費用弁償に充てるというようなのが議員の提案で条例化されようとしているという報道を見ました。これはふるさと納税の本来の資質から大いに反していると思えます。こういった点から、ふるさと納税は本来の地方自治体の財政のあり方、それから国の地方交付税のあり方からいって非常に問題のある、ふるさと納税であろうと思います。このことについては、このことを反対と言うつもりはありませんけれども、十分に検証し、国に対してこれの廃止を求めていくという選択肢はあろうかと思えます。

以上、絞りに絞って 4 点について決算に賛成できかねる、認めることはできないということで、不認定ということで討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

私は平成 27 年度の一般会計決算について、認定すべきであるとの立場で討論をいたします。

今、9 番議員さんから財務規則に反すること、マイナンバーの問題、それから不用額と繰越しについての問題、ふるさと納税について 4 点ほどの問題を指摘されながら反対討論をされましたが、この決算を見ましたときに見積もられた予算がいかに使われていたかという、住民の福祉の向上にどのように成果を収められたかという説明を受けて質疑を行ったわけですが、収入によっては政策事業に取り組むにあたって、国、県の財政支援を活用する努力をされている。それから歳出では先ほど委員長から、るる報告がありましたように、保育所の問題、社会的弱者対策、各種のがん検診、各団体への補助の効果、それから維持補修の対処、防災計画の工事関係とか、それから各学校に対する工事修繕、建設事業の住民の要望に合致した工事執行等の予算執行がなされたというふうに思います。

一方、今、御指摘がありました多額の不用額が生じておるという理由が多いとかいう問題も、予備費の流用とか、ああいう問題も決算委員会の中ではありましたけれども、こういう問題について適切かどうかの問題も議論があったわけですが、概して言えば、これが住民福祉の向上に対する減少効果が出ている財政運営ではなかったかというふうに総じて考えますので、これらの観点から賛成討論といたします。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第47号 平成27年度 佐々町一般会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第4、議案第48号 平成27年度佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

反対討論いたします。議員の皆さんの賛同を得たいというふうに思います。

基金で一定の金額を積み上げるということについては、以前過去ゼロに近くなったとかそういったことについて私自身承知はしておりますけれども、やはりそうした健康診断の問題なんかについても、国保の取り組みについては長崎県でトップクラスであるということについては大いに評価できるということについては、いささかも私も動じるところありませんし、そのとおりだろうというふうに思いますが、収入未済額とかそういったことを見ても、やはり税金の負担できる税金にすべきだということについては一般質問でも、あるいは予算の質疑の中でも繰り返し申し上げてきたところですが、やはり負担ができるという税金にすることによって、医療が必要なときに必要な医療を受けることができるということは国保の皆保険制度の趣旨からいってあるべき姿だろうと思います。生活の苦しい、あるいは負担できないということで滞納ということで国保証がもらえない、あるいは短期保険証になっているということから、医療費の負担が大きいということで医者にかかるということに二の足を踏むという人があってはならないということから、やはり国保税についての引き下げを図るべきでありますし、基金がこれだけあるということからいえば、やはりこれについては国保税の引き下げについて十分やっていくということが必要であろうと思います。そのことについて住民の皆さんからの要求もあっているかと思いますが、私も聞いてるところなんですが、やはり国保税の引き下げについては基金も使い、あるいは場合によって一般財源も含めてやるべきだというふうに思います。そして国保税の本来の姿であるお医者さんにかかるということについては、原則としてきっちりと国と、あるいは佐々町自体も保障すべきだという点から、いつでも医療にかかる、そして国保税について税金はしっかりと負担できる税に引き下げるというふうにあるべきだと思います。歳入の点について未済の分がある、あるいは延滞に対する対応があるということについて、引き下げるべき財源もあるにもかかわらずその取り組みがなされていないということで、私は反対討論いたします。

議長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。2番。

2 番（阿部 豊 君）

2 番。認定ということで、賛成討論をいたします。

平成27年度 国民健康保険特別会計決算ですけれども、現在基金が1億1,000万ほどあるということでございますけれども、過去を振り返りますと前年比の医療費が10%伸び、6%伸びということで、実質現状の保険税率では賄えなかったときも基金を取り崩して運営を行ってきたと。基金の増減については枯渇してきた状況もあったんですけども、受診率の向上、医療費の適正化の推進に努力をされ、近年ではデータヘルス等のレセプトのチェック等も行いながら、佐々町の加入者、被保険者の方々の医療費分析を行い、医療費の伸びも抑制されているというような状況です。保険税自体目的税でありまして、加入者の保険税で賄っていくというような状況の中、他の自治体と比較しますと、毎年保険税率が上がっているというような保険者、自治体よりも、佐々町は保険税率を改定せずに現在推移しているというような運営がなされております。

また、平成30年度の国民健康保険が全国的に都道府県化という方向で進められております。長崎県の方針としては、将来的に保険料を一元化するという計画もされておりますけれども、現在保有している基金は加入者である被保険者の方々の保険料をどうするかという際に、アドバンテージとして加入者である保険者の財源として有意義に活用できるものということを考えますと、医療費の緊急的な増加や、そういった保険税の都道府県化の保険料の改定の際にも柔軟に対応できるものだとは認識します。そういった状況を踏まえ、この決算については認定すべきということで賛成討論とさせていただきます。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第48号 平成27年度 佐々町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第5、議案第49号 平成27年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

反対討論いたします。議員の皆さんの賛同を得たいというふうに思っております。

この介護保険については委員会での質疑の中で、町長もみずから国保税も高いし、それから

介護保険料も高いという認識を持っておられます。そうした点からいって、町長みずからそうした認識がある、そして実際には払えない人もおられるという中で、町が真っ先に対応すべきことは介護保険料についてもしっかりと町の力でもって助成をしていくということが必要であろうと思いますが、そのことについて今回の決算についてもなされていないということについて、お金がないかといえば基金もあるわけですが、一般財源もあるわけですが、そうしたことからいけば保険料を納める町民の皆さんの負担軽減ということについては積極的に取り組まれるべきだったというふうに思っております。そういった点から、さらに国の指導があつてということではできないという答弁でありますけれども、これは総務厚生委員会でも申し上げましたように、そういう通達を出さないと介護保険が成り立たないという自治体が増えてきているというような実態の逆の反映だろうというふうに思います。そうした点からいって、介護保険制度については佐々町の場合には幸いにして一般財源についても、基金についても手持ちのお金あるわけですから、実際に保険料を払える保険料にするということは必要にして喫緊の課題であろうかと思えます。そうしたことについて十分に應えてる決算にはなっていないということで判断いたしました。反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

賛成の立場で討論をいたします。

介護保険が高いということに対して、私も住民負担を軽減するということに対しましては反対するものではございません。しかし、介護保険の制度上、問題が厳しいものがあるということは否定できません。こういうふうな内容で今、介護保険の実態等をこの委員会でいろいろと審議をしてきたわけですが、国の方針を切っているような介護事業をやっているという実態の中で、包括支援センターや介護サービス事業所の取り組みとの成果ということで、佐々町の介護保険がいい方向に進んでいるということで、これらの努力された結果を見て、今日おかれた状況から評価すべきものがあると思いますので、この介護保険の認定に対しましては賛成といたします。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第49号 平成27年度 佐々町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第6、議案第50号 平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

反対討論をいたします。同僚議員のほうからの賛同を得たいというふうに思います。

この後期高齢者のことについてなんですが、私も75歳以上ということでこの後期高齢者医療制度にお世話になっているわけなんですが、ここの対象の人たちっていうのはお医者さんに1カ所とか2カ所どころじゃなく、3カ所も4カ所もかかって大変な医療費の負担をしながら保険も利用しているということでありますけれども、やはりこの保険そのものについて負担が、保険料の負担を軽減することが1つは後期高齢者の医療を重症化しないために早期に医者にかかるということが必要であろうかと思いますが、そのことについてはやはりまず最低保険料を少なくすることが必要であろうというふうに委員会でも主張してきたところですが、これは町長も御存じでありますけれども、後期高齢者医療制度について自己負担がゼロのまちということで、東京都の日の出町にあります。そこについては、やはりそのことによって町民1人当たりの医療費が国や都よりも低く減少傾向にあると。というのは、早期治療、早期にお医者さんにかかって軽いうちに治していくということが確立されているわけです。そういった点からいって町の財政にとってもプラスになりますし、医療費の支出についてのプラスになりますし、そうしたことからいけば保険料の負担を軽減する、あるいはゼロにするというような方策は考えてしかるべきだと思います。先進自治体もしっかりと具体的にやるわけですので、これに学びながら進めていくべきだということは委員会のところでも主張していったところなんですが、残念ながら今回の決算についてもそうしたことが試みられていないということで、認定するわけにはいかないということで、不認定ということで討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

認定についての賛成討論をいたします。

町長の話がありましたというように、保険料をゼロにするというような議論もあったんですが、やはりこの制度ということは御承知のとおり75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支えるという制度でございまして、この公平に支えるという制度ということは、後期高齢者医療広域連合に加入しての負担、給付ということでございますので、こういういろんな兼ね合いの中からこの決算に対しましては、そういうことを総じて考えまして賛成をいたすべきだと思います。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですから、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第50号 平成27年度 佐々町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、本案は認定されました。

日程第7、議案第51号 平成27年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第51号 平成27年度 佐々町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定しました。

- 日程第8 議案第52号 平成27年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第9 議案第53号 平成27年度佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件 —
- 日程第10 議案第54号 平成27年度佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件 —

議長（西 日出海 君）

次に、日程第8、議案第52号 平成27年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第9、議案第53号 平成27年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第10、議案第54号 平成27年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、産業建設文教委員会に付託された事件の議案第52号から議案第54号までを一括議題とします。

順次、報告を願います。

それでは、産業建設文教委員長お願いいたします。8番。

（産業建設文教委員長 淡田 邦夫君 登壇）

産業建設文教委員長（淡田 邦夫 君）

先の9月定例会において付託されました決算審査を報告いたします。

議案第52号 平成27年度 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第53号 平成27年度 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第54号 平成27年度 水道事業会計利益の処分及び決算認定の件、以上の3議案審査を10月24日、25日、2日間で行いました。

まず、初めに議案第52号 平成27年度 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

歳入合計は6億9,293万9,000円に対し、歳出合計は6億5,601万1,000円で、歳入歳出差引額は3,692万8,000円となっており、そのうち翌年度繰り越すべき財源が200万で、実質収支額は3,492万8,000円となっており、そのうち基金繰入額はゼロという決算となっております。

審議の主な内容といたしまして、まず1番目として、下水道受益者未承諾件数が現在どのぐらいあるのか。

2番目として、町道において、下水道のマンホール箇所町道のへこみがある。点検はどのように行っているのか。また、大雨時の中央地区排水地区対策をどのように取り組んでいるのか。

3番として、下水道加入促進実施状況はどれだけ増えたのか。

4番として、公共下水道事業のし尿処理、直接投入のその後の経過はどのようになっているのか。

執行よりの答弁として、まず1番として、未承諾件数は5件である。

2番として、マンホールの点検は何か月に1度と決めてはいないが、検査や見回りのときに確認をしている。また、3号雨水幹線については中央海岸線を入れた工事となるので、地元と協力して進めていきたい。平成27年度汚水処理人口調査では、862件に対して257件を加入促進で回って、34件の加入申請があったということで報告を受けております。

また、4番として、町として3年間、民間へ委託し、その間で検討しているが、建設に2億6,000万程度がかかるし、また管理費もかかる。26年度、27年度は、し尿処理が1,564トンから減少しているので、今後を判断していきたいということでございました。

委員会の質疑討論の結果、詳細については報告のとおりです。

採決の結果、議案第52号 平成27年度佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、全会一致で委員会として認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について報告をいたします。

歳入合計は2,449万1,000円に対し、歳出合計は2,299万4,000円で、歳入歳出差引額は149万7,000円となっており、そのうち基金繰入金はゼロという決算となりました。

主な審議の内容といたしまして、農業集落排水地区の加入促進状況はどのようになっているのか、また公共下水道と農業集落排水を結ぶ計画と言っていたが、その後の計画はどのようになっているのか。

執行の答弁として、今は下水道地区を現在回っているので、農業排水地区については現在回ることができていない。平成27年度において下水道接続の際、機能診断と適正化構想を行っていると、判断の結果、平成29年度に農政局のほうと協議を行い、申請等を行う予定となっている。

委員会の質疑討論、詳細については報告のとおりです。

議案第53号 平成27年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、採決の結果、全会一致で委員会として認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号 平成27年度 水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について報告をいたします。

収入の決算として、平成27年の営業収益は3億5,556万3,503円、営業外収益の決算額694万6,004円、特別利益として421万3,000円で、水道事業利益全体としては3億6,672万2,507円の決算となった。

収益的支出、営業費用の決算額としては2億3,728万4,062円、営業外費用の決算としては1,480万1,979円、特別損失の決算額として242万7,381円、水道事業費全体の決算額としては

2 億 5,451 万 3,422 円となり、純利益として 9,725 万 2,715 円となった。

資本的収入として 13 万 5,000 円、資本的支出の建設改良費の決算として 2 億 204 万 6,038 円、企業債償還金として 4,908 万 451 円が決算額で、資本的支出の全体の決算額は 2 億 5,112 万 6,489 円が決算額となった。

建設改良費で 171 万 2,000 円を翌年度繰り越すことになりました。

資本的支出の不足額として 2 億 5,099 万 1,489 円となり、補填額は過年度分損益勘定留保資金が 1 億 1,903 万 5,119 円、建設改良積立金が 9,300 万円、減債積立金として 2,400 万円、当年度消費税及び地方消費税資本的支出調整額 1,495 万 6,370 円で補填しております。

損益勘定留保資金は過年度分の 4 億 6,721 万 8,737 円に、当年度増加分 7,394 万 5,895 円を加え、補填額として使用した 1 億 1,903 万 5,119 円、翌年度繰越額 4 億 2,212 万 9,513 円となった。

審議の主な内容としまして、まず 1 番として、施設の老朽化対策をどのように行っているのか。

2 番として、平成 27 年度上下水道訪問徴収についてどのようになっているのか。

3 番目として、美渡世越線歩道から水が出ているが、漏水ではないのかということがありました。

執行の答弁として、データを整備している。古い管の途中に新しい管があるので、一体的に整備し、地図上に落とし込んで老朽化対策に取り組んでいく。

2 番として、27 年度 3 班に分かれて徴収を行った。7 月中旬、11 月中旬、3 月下旬に行ったが、1 班当たり 10 件を行い、1 回当たり 30 件程度行い、延べ 112 件を行い、21 件の徴収で 9 万 5,000 円程度の徴収があった。

3 番として、漏水場所については確認できなかった。再度詳細場所を確認し、再度確認する。

委員会の質疑討論の詳細については報告のとおりです。

採決の結果、議案第 54 号 平成 27 年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、全会一致で委員会として認定することに決定いたしました。

以上です。

（産業建設文教委員長 淡田 邦夫君 降壇）

議 長（西 日出海 君）

以上、委員長の報告がありました。

日程第 8、議案第 52 号 平成 27 年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

2 点ほどお尋ねいたします。

ここの報告書にもありました下水道受益者加入協力金ということについて、1 つお尋ねをいたします。これと相対して受益者負担金というのが負担金のところであるわけなんです、一方では延滞金がかかってます。そして協力金ということは、入金があった時点で雑入という形で受け入れがされておりますけれども、まだ 5 件ほど残りがあるというようなことを報告書で見ましたけれども、金額的にどのようなものであるのかということと、受益者負担金との関係からいってこれには延滞金がついているのかどうなのかということについて、実態をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、いま 1 つはことしの冬は大変寒く、水道管の破裂とかそういったことがあったんですが、もう公共下水道も取り組んで十数年になるということからいけば、十数年どころじゃないですね、20 年以上になるんですが、そういったことから考えると施設の老朽化も出てきて

るかと思います。そうした雪害、凍害というんですか、そうしたことがあったのか、なかったのかをあわせてお尋ねをしないと、この 2 点です。

議 長（西 日出海 君）
水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。まず、第 1 点目の受益者加入協力金の件でございます。

5 件ほどまだ協力いただけないというところがございます。こちらにつきましては、訪問等を行いまして努力してるところでございますが、現実の問題として協力いただいてないという形になっております。延滞金につきましては、こちら当然法的な根拠があるものではございません。いわゆる寄附金みたいなものでございますので、こちらについてはいただいております。すみません、金額についてはちょっとすみません、資料がありませんで把握していません。

それともう 1 点、漏水（仲村議員「漏水じゃない。」）すみません。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

水道管の破裂同じように、そうした事故があったのかなかったのか。あったのであればそれに対する対応とか、これちょっと見たらよくわからないもんですから、お尋ねをする次第ですが。

議 長（西 日出海 君）
水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

すみません、下水管の凍結みたいな話ということですね。（仲村議員「ええ、そうです。」）そちらの分については事故はありませんでした。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

先ほどの協力金のことについて、残高は把握はできてるんでしょ。いわゆる帳簿とかそういったところを見れば。

議 長（西 日出海 君）
水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。すみません、手元に資料がないだけで当該土地についての把握はしておりますので、その分の金額自体は内部的には把握しております。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

私がここをお尋ねしたのは、これも始まってから随分長くなるものですから、予算のときと決算のときの答弁も頑張っているということで徐々には進んでいるようですけれども、ちょっとやはりなかなか時間がかかるだろうというようなこともわかりはしますが、金額的にはやっぱり結構な金額が、もちろん延滞金がついてないっていうことをお聞きしましたんで少しは安心したんですが、見通しとかそういったものについては立つのか立たないのかだけ、この点に関しての質問をさせていただきます。

議 長（西 日出海 君）

金額については後日でいいですか。（仲村議員「はい、いいです。」）はい、水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

協力の見通しということでございますが、今のところ全くございません。
以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

審査の中でいろいろ加入推進についてお話があっているようでございますが、862件の中で27年度に二百五、六十件になるんですか、回られたということで報告があって、残りがあと600件ほどということでございますけれども。御存じのように、し尿の直接投入の関係もございますものですから、この600件についていつごろまでに回って、各所帯の移行を確認されるお気持ちなのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。すみません、862件、27年度に全て回る予定でございましたけど、ほかの業務等もございましてなかなか実施できなかったということで、こちらにつきましては申しわけなく思っております。いつまでに加入させるかということでございますが、本年度も当然この引き続き回っておりますけれども、今、進捗状況を見ますと、まだ800件の半分まで回っていない状況でございますので、できれば29年度中には全部完了させたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。（須藤議員「はい。」）ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようでしたら、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第52号 平成27年度 佐々町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定しました。

日程第9、議案第53号 平成27年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

質疑の中で機能診断調査とか、最適整備構想を今、28年度で行っているということでございますが、この結果というのはやはり3月末にならないとわからないということなんでしょうか。それと、その結果次第ではつながりつながないか、その報告書によって判断するというような答弁があっておるんですけども、そういうことになるわけでしょうか。報告書でつないだら効率がないとかいう結果が出たらつながないということになるわけでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。すみません、今、機能診断と最適整備構想ということで行っております。機能診断というのが、現状の機械の機能がどのような状態か、どのような老朽化度合かという部分を判断するものでございます。そしてその部分を見ながら更新費用がいくらかかるとか、今後の維持費用がいくらかかるかということ判断して、最適な整備の構想を練るという部分でございます。

回答の中で担当のほうで、そのような形で機能診断で下水道につなげるっていう判断が出ればつながり、そういう判断でなければつながないというような御回答を差し上げておりますけど、うちの方針としましては基本的に下水道のほうにつなぐということでお話させていただいておりますし、こちらの分につきましては先に国のほうにも行って、このようなお話をさせておりますので、方針としてはつながりということで今、進めているところでございます。当然、その報告書がどのような形で出るかという部分につきましては、また後をもって委員会のほうを通じて議会のほうにもお示ししたいと思っております。結果につきましては3月中に出ると思っております。

以上でございます。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。ほかに。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

議 長（西 日出海 君）

9 番（仲村 吉博 君）

議 長（西 日出海 君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第53号 平成27年度 佐々町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定しました。

日程第10、議案第54号 平成27年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件について、委員長報告に対する質疑を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

先ほどは先走りいたしました、失礼いたしました。御迷惑かけました。

水道の有収率のことについてなんですが、高い有収率を示しておられるということでは皆さんの御苦勞もあろうかと思えます。しかしながら、佐々町における漏水とかそういった量是有収率を少しここで、まあ100がなかなか到底無理だろうと思えますけれども、この数字の間の数字についてはどういうことが原因でこういうふうになっているのか、さらなる有収率のアップのためにはそれなりの方策を考えておられるだろうと思えますので、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

決算の有収率というのが27年度で93.7%ということで、27年度がです。前年度が95.2%ということで若干落ちております。こちらにつきましては、御存じのとおり寒波による漏水とかございましたので、その分で若干落ちたという部分がございます。この数量を95から93ということで、これを100に近づけるための方策はということで、どのような考えかということでございますが、全国的に見ますと有収率が80%とかいう自治体が多ございます。国のほうの有収率というのが大体90を目指しなさいというようなお話もありますし、最高でも95という部分がございますので、これ以上の95以上の有収率の伸びっていうのはなかなか難しいのかなと思っております。しかしながら、うちとしましては漏水等がすぐ発見した場合につきましては、すぐ対応できるような形で修繕等を行っていこうということで考えております。よろしく願いいたします。

議長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

その有収率との関係で、意見書の結びのところで13ページなんですけど、水道施設の老朽化が進んでおりということが指摘がありましたんで、このことについて有収率の関係でどのような対策をといるのを実はお聞きしたかったんですが、老朽化のことについてはやはり計画をもって更新をされていると思いますけれども、このことについては今やっぱり対応していかなければならないという施設なり何なりは、どういった状況にあるのかということについてお尋ねしたいと思います。主に水道管のことだろうというふうに思いますけれども、そのあたりについてはどこに老朽化の一番弱点といいますか、あるのかということをお尋ねしたいと思います。

議長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。老朽管の対策でございますが、新水道ビジョンのほうで全員協議会のほうでは御説明もう差し上げたんですが、まずは実際、施設の機能アップの費用、それと今後、今、老朽した管の費用という部分で提案させていただいております。その中で、老朽管の施設の更新部分につきましては毎年1億程度の事業費をとということで、財政計画の中では示させていただいたところでございますが、じゃあ実際どこをするのかという部分につきましては、今マッピング等を当時からあるわけですけど、その部分の精度がちょっと低うございますので、その整備を27年度からかけてずっとやっているところでございます。その整備が終わり次第、29年度にでもまた更新計画というものを作成して順次更新計画を立てていこうということで、管の更新計画です。どこに何の、どういう管で何年度に埋めた管というのがわかっておりますので、その辺を整理した中で更新計画をどの管からやっていくという部分を再度立てさせていただいて、ただその費用につきましてはその財政計画に乗った費用が1億円という限度がございますんで、そちらの部分で更新計画を立てさせていこうということで考えております。

以上でございます。

議長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

わかりました。それでいまひとつ水道管のことの更新との関係で、佐々町の水道管というのはどういった種類っちゃうか、鉛とか鉄管とかいろいろありますわね。全部、水道鉄管だったら汚れた水が出てくるとか、いろんな老朽化していけばそういったことがあり得ると思いますが、今の更新されている材質っていうのはどういったもので更新されているのか。で、それは何パーセントぐらいになっているのかということについてはわかりますでしょうか。お尋ねします。3 問目です。

議 長（西 日出海 君）

水道課長。

水道課長（山本 勝憲 君）

水道課長。すみません、手元に資料がございませんので、申しわけありませんけど、詳細につきましては今後の委員会等で議会のほうに示させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第54号 平成27年度 佐々町水道事業会計利益の処分及び決算認定の件は、委員長の報告は認定です。委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は認定することに決定しました。

これより10分間休憩いたします。再開を2時25分といたします。

（14時14分 休憩）

（14時26分 再開）

— 日程第11 議案第62号 佐々町税条例等の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第62号 佐々町税条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

中身につきましては、税務課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

議案第62号について説明をいたします。資料のほうをつけておりますので、まず資料のほうから説明をいたします。

改正理由につきましては、先ほど町長が述べたとおりであります。

主な改正ですけれども、今回3つあります。

1つ目が延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しです。これは相続税の延滞金について、平成26年12月の最高裁判の判決を受け、国税の延滞税の計算期間等の見直しに準じて、個人住民税の所得割、それから法人住民税にかかわる延滞金について見直しを行っております。

2つ目がセルフメディケーション、自主服薬推進のためのスイッチOTC薬控除、医療費控除の特例の創設です。これは、今の医療費控除とは別に新しく創設するものです。平成30年度から平成34年度分までの個人住民税について、健康診断等の健康の保持、増進及び疾病への予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品の購入に対し、その年中に支払った対価の額が1万2,000円を超えるときは、その超える部分の金額、8万8,000円を限度としております、について、その年分の総所得金額等から控除するという制度であります。スイッチOTC医薬とは、要指導医療医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品で、市販されてるものであります。

3つ目が、外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴う条例の整備であります。これは、日本と台湾との間で租税条約に相当する日台民間租税取り決めが平成27年になされましたが、日本国内におけるこの取り決めでは法的効力がなく租税条約等実施特例法の適用もないため、今回、所得税法等の一部を改正する法律により対応したことによる改正であります。

この中で、1番と3番につきましては、佐々町ではあまり事例がない事例と思っております。それから、2ページ、3ページをお願いいたします。

今回、条例の改正する条例と、それに対応した法令、それから改正の概要を記載しております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

1つ目の延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しについてです。最高裁の判決がこの改正のきっかけとなりますので、5ページのほうから先に説明をさせていただきます。

まず、概要ですけれども、下に図面をつけておりますけれども、図面を見ながら説明をいたします。

法定納期限内に申告及び納付、わかりやすくするために100万としております。100万をした後に、2番目に土地の評価に誤りがあったということを理由に更正の請求を納税者の方がされ、それに対して税務署長が減額更正をしております。ですから、100万から40万に減っております。その後、3番目に税務署長が土地の評価に誤りがあったとして増額更正をし、40万から70万に増額になっております。70万になってますので、30万の増差について、延滞金について、

争われた裁判となっております。課税庁としましては、増額更正による増額差額につきましては、延滞税が発生すると主張をされて、下にある図面のとおり、国税の場合は延滞税等要りませんが、延滞税の発生を主張をされております。納税者の方は、延滞税の納付金は存在しないということの確認を求めて訴えの提起を行い、裁判となったものです。

2 番目に、最高裁の判決です。最高裁の判決では更正による税額が当初申告に係る税額を超えていない100万から70ちゅうことで超えていないということと、あと減額更正と同一論点で増額更正された、これは土地の評価について同じ論点で、減額それから増額されたという理由であります。そういった事情のもとでは増差税額に係る延滞税は発生しないということで、最高裁の判決は延滞税はかからないというふうに判決がなっております。これを受けまして、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、今回、個人住民税、法人住民税に係る延滞金の計算期間等について所要の措置を講じております。

4 ページが、法人税と、法人住民税、それから個人住民税についてかわるものであります。

改正前ですけれども、5 ページと同じように裁判所が示したとおり、延滞金を課すちゅうことでなっておりましたけれども、改正後、この裁判の判決を受けまして、改正後の下の図面ですけれども、二段書きになってますけれども、職権更正と更正の請求となっております。職権の更正というのは、課税庁が職権でした更正であります。その場合は、もう法定納期限から増額更正まで、延滞金の計算には入れないということになっております。

それから、更正の請求、これは納税者の方が税額のほうが誤ってるちゅうことで請求した場合の事例になります。その場合は、法定納期限から減額更正するまでは延滞金の計算に入れませんが、減額更正から最長で1年間延滞金を課します。それで1年後の翌日から増額更正するまでを延滞金の計算に入れないというものであります。

この前提ですけれども、まず法定納期限まで税額を納めてるというのがまず条件であります。

それから、この延滞金が課す税額ですけれども、当初に納めた税額を超えない範囲までがこの改正に当てはまるものとなっております。

続きまして、2 番目のセルフメディケーション、自主服薬推進のためのスイッチOTC医薬品控除医療費控除の特例の創設について、説明をいたします。

この制度の目的ですけれども、セルフメディケーションの推進ということで、中ほどに米印で書いてありますけれども、セルフメディケーションとは世界保健機関におきまして、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てをすることと定義されております。

内容ですけれども、健康の維持、増進及び疾病への予防への取り組みとして、一定の取り組みを行う個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者、その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が1万2,000円を超えるときはその超える金額、その金額が8万8,000円を超える場合には8万8,000円について、その年分の総所得金額等から控除するという制度となっております。

健康の維持、増進及び疾病予防への取り組みということで、米印の1ですけれども、保険者が行う特定健康診査、それからインフルエンザ等の予防接種、それから事業所長等で行います定期健康診断、それから保険者が行います健康診断、それから市町村が行いますがん検診が該当します。いずれか一つを受けてることが要件となっております。

それから、注意書きにありますけれども、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができないということで、どちらかを選択するようになっております。

それから対象の医薬品ですけれども、スイッチOTC医薬品の成分数が82、現在も今82であります。

それから、対象となる医薬品ですけれども、注意書きにありますけれども、薬効の医薬品の全てが対象となるわけではありませんけれども、OTCの医薬品につきましてはパッケージの

ほうで見分けがするように表示されるようになっております。それから、購入した場合、レシートにも OCT の医薬品でわかるように表示がされるようになっております。

この特例ですけれども、所得税の場合は平成 29 年中の申告から適用になります。それから、住民税の場合は 30 年度からこの特例の適用が受けられることとなっております。

それから、7 ページに地方税法の附則の第 4 条の 4 第 3 項を記載しておりますけれども、内容はさっき今、言いました内容が記載をされています。条例のほうで、この附則第 4 条の 4 の第 3 項が出てきますので、この内容で改正をいたします。

それから、次のページ、8 ページをお願いいたします。

3 つ目の外国居住者等所得相互免除法の一部改正に伴う条例の整備であります。今回の改正は、外国居住者等の所得に対する相互意識による所得税等の非課税等に関する法律が 3 月 31 日に公布されまして、その規定された特例適用利子等及び特例適用配当等について条例において取り扱いを規定するものであります。同法でいいます外国とは台湾を指しております。この改正により政令の名称が外国居住者等の所得に対する相互意識による所得税等の非課税等に関する法律施行例に変更されています。条例の中でもこの名称が使っております。これによりまして、平成 27 年になされました日台民間租税取り決めに係る国内法の整備によって租税条約締結国と同様の取り扱いとなるものであります。

具体的な内容ですけれども、個人住民税におきましては、利子割、配当割により特別徴収される利子等及び配当等に係る所得について、次のようになります。利子と配当を支払う際に、金融機関で差し引いておりました個人住民税が特別徴収はされません。当該日本国居住者に町に対して申告する義務を課し、個人住民税所得割を課税するものです。課税の割合ですけれども、町民税のほうは 100 分の 3 となっております。県民税のほうは 100 の 2 となっております。それから、個人住民税所得割につきましては、利子所得につきましては申告分離課税、それから配当所得につきましては総合課税と申告分離課税の選択制となっております。

次に、条例のほうを読み上げます。

佐々町税条例等の一部を改正する条例。佐々町税条例の一部改正。

第 1 条佐々町税条例（昭和 31 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等、次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分、以下改正前部分という、に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分、以下改正後部分という、が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

中ほどにあります「延長の」の文言を修正しまして、「延長が」に改めます。だから同じ行にあります「及び第 2 号」を、「第 2 号及び第 5 号」に改めます。これは、次のページに出ますけれども、あと 5 号 6 号が追加になってますので、その分の改正であります。

それから 2 行下にあります当該各号を第 1 号から第……。 （私語あり）読まなくていいですか。そしたら重要な部分だけでよろしいですか。はい、わかりました。

重要な部分だけ、すいません、説明させていただきます。

43 条の第 4 項ですけれども、これは普通徴収に係る個人町民税の賦課額の変更、または決定及びこれらに係る延滞金の徴収ですけれども、第 4 項で先ほど説明した改正が行われております。これが減額更正し、その後に増額更正した場合、当初税額に達するまでの部分は延滞金の計算から控除するというものであります。1 号と 2 号でその控除する部分が記載をされています。

それから、法人町民税のほうですけれども、同じように 48 条第 5 号 5 項ですけれども、町民税と同じような条項が、内容的には同じものが記載されております。

資料のほうの、すいません、2 ページ、3 ページに条例の概要をつけておりますので、そこ

を見てお願いいたします。

50条ですけれども、これは法人町民税に係る不足税額の納付の手続であります。すいません、6 ページになります。第50条、法人町民税に係る不足税額の納付の手続であります。この中で、第4項で先ほどと同じ改正した部分の条項が加わっております。50条までが改正する、1 番目に申し述べました延滞金に係るものであります。

それから第56条ですけれども、こちら固定資産税に係るものであります。56条の第1項ですけれども、加える部分として、「若しくは第12号の固定資産、または同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」を加えております。

それから8 ページをお願いいたします。6 行目になりますけれども、社会福祉法人の後に「独立行政法人労働者健康安全機構」を加えております。

それから、3 行下にありますけれども、（私語あり）そしたらもう、資料のほうで説明いたします。

改正の部分は、2 ページ、3 ページのとおり改正をしております。

以上です。（私語あり）

あ、すみません。附則を。（「18ページ。」の声あり）

18ページをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。第2条佐々町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正と、次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分、以下改正前部分にいう、に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分、以下改正後部分という、が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分、以下改正前表という、に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分、以下改正後表という、が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

第5条のほうで新条例を佐々町税条例に改めます。

それから、2 行下にあります新条例を同条例といたします。

それから、7 項の表ですけれども、先ほど19条第3号のほうを改正しておりますので、その分に改めております。

それから、改正前で附則第6条ということですのでずっと記載がありますけれども、これ6条というのは誤りで附則第5条になりますので、その6条の分を第5条に改めております。

10項も同じように、20ページですけれども、6条とありますのを5条に改めております。

それから12項も同じように6条とありますのを第5条に改めております。

14項も同じように、第6条を第5条に改めております。

附則、施行期日。第1条この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。第1号、第1条中、佐々町税条例第56条及び同条例第59条の改正規定、公布の日、これは固定資産税に係るものであります。第2号第1条中、佐々町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定、平成30年1月1日、これは医療費控除の特例の分であります。

町民税に関する経過措置。第2条、第1条の規定による改正後の佐々町税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後

に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の町民税に係る延滞金について適用する。

第2項、新条例附則第6条の規定は、平成30年度以降の年度分の個人の町民税について適用する。

第3項、新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、施行日以降に新条例第48条第3項または第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

第4項、新条例附則第20条の2の規定は、施行日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等または同法第8条第4項に規定する特例適用配当と、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の町民税について適用する。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

延滞金額の計算の基礎となる期間の見直しについては、最高裁の判例に応じたということでもありますけれども、これは、結局は訴えた側の主張が認められてこのことの条例を定めることによって同じような立場にある人が大きな負担、この場合はこのまま使えば、不当な負担をなくっていいような条例改正になっているというふうに理解いたしますが、それはよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

それから、セルフメディケーションがこれは自主服薬推進のための控除になっておりますけれども、薬については飲み合わせっていうかそういったことで、最近、医者にかかればどの病院もお薬手帳を出します。そして、どういうものを処方されたのかということを示してくださいというふうに薬なり医者の窓口で言われるわけなんです、それは薬の飲み合わせを避けて副作用が起きないようにやってる対応だというふうに思いますが、自主服薬にすることによって危険が生じるおそれはないのかどうなのか、そのことについてどういう救済措置、あるいはそうならないようにするためにどうなってるのかっていうことは対応がとられているのでしょうか。そのことについては、自主服薬推進するというのは、僕は極めて危険なことだというふうに思いますが、そのあたりについての手だてが行われているのかどうなのか。

それから3番目の外国居住者等云々ということについてなんですけど、これ相互免除というのはお互いに国同士の相互免除のことなんだと思いますが、この法律の適用を台湾に与えるということになりますと、これは一つの中国で、非常に主張が厳しい中国との関係では台湾を国扱いにするということになりはしないかということで、総務厚生委員会でもお尋ねしたんですが、平成27年に取り決めが行われたということについては、どのようにこれが克服されてこういう法律になり条例となってきているのか、そのことについてお尋ねをいたします。

さらに、先のスイッチOTCについては、施行期日が平成30年1月1日、1年以上先のことですが、ほかの条例、ほかのは29年1月1日ということで来年早々ということになるんですが、施行期日が1年あまりも先のこともあわせて条例改正される理由をお尋ねいたします。

以上、4点になろうかと思えます。

議長（西 日出海 君）

担当課長として答弁できる範囲で結構です。（私語あり）税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

1 番目の質問ですけれども、最高裁判の判決を受けて、これは納税者にとって有利になることですかという御質問だったかと思えますけれども、図に示したとおり、職権でした場合は、裁判の例が職権でした場合でありましたけれども、職権でした場合は延滞金の計算に入れないということになってますので、納税者にとっては有利なことだと思っております。

それから、2 番目のセルフメディケーションの推進のための御質問ですけれども、これを行うことによって健康のことはどうかという御質問ですけれども、これにつきましてはもう地方税法の改正でありますので、これに関してお答えは……。 （私語あり） 地方税法の改正に伴って、改正をしているものであります。

それから、3 番目の外国居住者等の所得相互免除法の台湾との関係はということですが、これも同じように、こちらのほうは所得税法の改正に伴って改正をしておりますので、法律のとおり改正をしたというものであります。

それから、施行日のことで、2 番目のセルフメディケーションが平成30年4月1日施行ということの御質問かと思えますけれども、これは住民税のほうが基準日のほうが1月1日ということで、この対象の医薬品が平成29年中に購入されたOTCの医薬品ということですので、30年度から住民税のほうは課税する形になりますので、基準日の平成30年1月1日施行ということにしております。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

両方とも法律はそうなるからそうだとということになります。具体的には現実には佐々町にも外国人、外国籍の方が住んでおられます。そういったときに、ただ単に法律そうだからそうだとするふうな形で条例制定するということはどうなんでしょうか。そのあたりについては、十分見た上で、検討した上で、これはされるべきだと思いますし、総務厚生委員会で私、質問をしたところなんです、これは本庁に照会するなり何なりどういったところでクリアしたんで大丈夫ですよ、全て国が責任を負いますというような担保があるんでしょうか。

それから、今ひとつ、薬のことにについてなんですが、薬の飲み合わせというのは非常に危険だということは、風邪薬でさえ危険な、大量に摂取すれば危険なことでありますし、先日もテレビの報道がありましたけれど、食品でさえそれを受けつけない人にとっては危険物になり得るわけです。そういったことからいって、薬の性格からいえばこういったことを推進するというのは本当にいいことなのかどうなのかについては、お答えはいただかないといけないし、地方税法でどうのこうのって言われますけれども、それは無責任なことだと思います。これについての答弁いただけませんか。

議 長（西 日出海 君）

薬等についての飲み合わせについては税務課ではちょっと無理でしょう。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

だから執行部が提案したんですから執行部が答えられなくては。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課としての答弁ができるのか、きょうの案件としてはあくまでも地方税法のほうの

改正によるものの関係でございますので、それについては担当課以外からの答弁をさせていいのかどうかという問題発生しようかと思いますが。（私語あり）じゃあ町長のほうから。うん、だから町長のほうから答弁をいただければ結構です。町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、仲村議員さんから薬の飲み合わせと、それから台湾が中国との関係等、お話がありました。薬の多分飲み合わせというのは先ほど薬手帳ということで、薬局からしかるべきいろいろな話は聞かれると、薬を買う場合は聞かれると思うんですけど、これについては私たちもその情報というのは今持ち合わせていません。国からこういうことで税法を改正していただきたいということで来てますので、それに合わせていつも税法というのは改正してるっていうことで、今回もそういう方向で改正をさせていただきたいと思っております。

それから、国と中国台湾との関係というのもこちら我々としては、やはり国がそういう税法というか国会で決めたことであります。その中で流れてきて町でも市町村でもそういう税法改正を行ってくれという要請がありますので、それに伴ってやったということで、責任問題っていいですか、税法上はこういくなってますので我々としてはそういう法律に従ってやらなきゃならないと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

国から言ってきたから条例改正すると、それはあなた方のことについてでありますから、そのことはわかります。しかしながら、この法律を制定する背景はあるわけですからね。その背景説明は当然、国は国会なり何なり、あるいはこのことについての背景説明については通達とかそういったことは来ないんですか。素人が考えても、どうなんだっていう疑問が出てきたんで、お尋ねしているわけですから、それは建前上法律が決まったから条例でこうするというような話では説明になってないんだと思いますよ。答弁不能であれば、それはそれで結構です。

議 長（西 日出海 君）

それについては、執行の答弁ができないということでございますので、これで質疑を終わりたいと思います。

ほか、質疑ありませんか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

1 点だけお伺いいたします。

6 ページ、セルフ、今、9 番議員さんが自主服薬ということで言われましたけれども、これは今、薬が病院でもその薬局もあちこちにできておるんですけども、両方ともいいもんか、病院だけのものか、そこら辺のところを、もしもわかれば教えていただきたいと思います。

議 長（西 日出海 君）
税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

今の御質問ですけれども、この OTC 医薬品っていうのが市販で売られているものでありますので、病院での薬は該当いたしません。（「薬局」の声あり）医療用から転用されているも

のなんですよ、薬が。今までお医者さんが使ってたものが店でも販売できますよってなってる薬になりますので、ドラッグストアとか薬局店で売られてる薬が対象となっております。対象となる商品につきましては、パッケージとかに表示するようになっております。ですから、病院でもらってる薬はこの特例を受ける場合は対象外であります。今の医療費控除の場合は対象になりますけれども、今度の新しい創設された分につきましては、OTC医薬品だけが対象になってますので、病院からもらう薬は対象となっております。

議 長（西 日出海 君）

おわかりですか。いいですか。（淡田邦夫議員「後でお伺いいたします。」）はい、十分に個人的にお聞きください。

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

外国人の居住のことについては、お住まいの方についてはプラスになるだろうということでこれについてはあえて問いませんが、セルフメディケーションについては、薬を多用するお医者さんで投薬を指導された分以外にも日常的に薬を飲むということもあり得るわけですので、そういったことからいって薬の二重、三重、あるいは四重に服用すると、それも自分の責任で、自主責任でやれというようなこれを推進する政策を条例化するということについては、国の指導もさることながら、条例としてすることは極めて危険であるということで反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。2 番。

2 番（阿部 豊 君）

賛成討論します。私が考えるにこのスイッチOTC控除につきましては、そもそも論として、背景としてあるのは、既にある医療費控除というのは病院にかかったり、病院で服薬された薬につきまして、既存の所得の5%ないし10万円を超える部分が医療費控除として現存してあります。そういった医療費控除を受けられないというか、御自分で健康の維持増進を行って病院にもかからずに、しかしながら風邪薬とかそういったのを予防とか、そういったことで薬局で自前を買われている、そういった方が2万円を超えると、年間ですね、そういった場合には医療費控除を受けていただくのではないかなという趣旨で、医療費控除を受けている方とは別枠に創設されたものと私は認識しますので、今までも努力をし、検診も受け、そしてそういった予防とか治療とかいうのも薬局で行われてると、自己管理のもとに、そういった方も医療費控除を受けられますよということで新たに創設されたものと認識しますので、賛成をいたします。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第62号 佐々町税条例等の一部改正の件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

— 日程第12 議案第63号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第12、議案第63号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

保険環境課長。

保険環境課長（川崎 順二 君）

それでは、説明をさせていただきます。説明につきましては、後ろのほうに資料をつけておりますので、この資料をもって説明をさせていただきます。

改正の理由としましては、先ほど町長が申しました提案理由と同じ項目を記載しております。

改正の概要としましては、先ほど税条例改正での説明の中での台湾との関係にかかわる部分、これについて国民健康保険税条例のほうでも関係しておりますので、その部分が改正されるということになっております。説明が重複しますが、台湾との間の民間での取り決めとして、日台租税取り決めが締結されましたが、日本国内における法的効力がございませんので、この取り決めに沿った形での国内法の整備として、所得税法等の一部改正がなされております。これに対応するための改正となっております。これによりまして、租税条約締結国と同様の取り扱いになるということになっております。

改正の内容としましては、その下の表のほうに書いておりますが、改正によりまして附則が追加になっております。特例適用利子等にかかる国民健康保険税の課税の特例というのが附則の10号、それと特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例という部分が附則の11号ということで追加になっております。その追加を受けまして、もともとの附則の10号と11号が12号、13号というふうになり下りていくというふうになっております。

資料のほうは、以上で終わります。

それでは、条例のほう、改正のほうでございますが、1 ページ目をお開きください。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険条例（昭和41年条例

第14号)の一部を次のように改正する。条項等の改正と次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。その後が、新旧対照表、改正後改正前が記載されております。1 ページ、2 ページにまたがって、附則の15のほうが追加になっています。これは、第 3 条第 1 項の読みかえ規定がここに規定されております。

それから 2 ページ、3 ページにまたがりまして11号が追加になっております。これも同じく 3 条第 1 項の読みかえ規定が規定をされております。

次、3 ページですが、この 2 つの項目の追加を受けまして、12号、13号が繰り下げということになっております。

附則、施行期日、1 この条例は平成29年 1 月 1 日から施行する。適用区分、2 この条例による改正後の佐々町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等同法第12条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第 2 項に規定する特例適用利子等または同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第12条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第 3 項に規定する特例適用配当等にかかる国民健康保険税について適用する。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第63号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第13 議案第64号 佐々町保育所条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第13、議案第64号 佐々町保育所条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

それでは、ページをめくっていただきまして、次のページをお願いします。

佐々町保育所条例の一部を改正する条例。佐々町保育所条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正前の第2条の名称及び位置についてですが、改正前表中の名称欄、佐々町立中央保育所、それから位置の欄、佐々町市場免113番地7を削除し、改正後といたします。

附則。この条例は平成29年4月1日から施行する。

内容につきましては、平成29年4月1日から民営化することに伴い、条例を改正するものです。

よろしくお願いします。以上です。

議 長（西 日出海 君）
これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

従来から民営化については反対しておりました。この条例によって中央保育所の民営化が完成すると。そういう条例については賛成するわけにまいりません。反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）
ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第64号 佐々町保育所条

例の一部改正の件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

— 日程第14 議案第65号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第14、議案第65号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

ページをめくっていただきまして、1 ページです。

佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。佐々町福祉医療費の支給に関する条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という）が存在する場合には当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

これにつきましては、児童手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項が全部改正され、同令第2条の4に第3項から第5項までが新設されたことに伴う条項のずれ3項ずつ繰り下げがありました。これに伴いまして、児童手当法施行令の条文を引用する例規では引用部分の改正が必要となったため、改正をするものです。

内容につきましては、改正後のほうでいきますと、第5条の4号、それから5号になります。ページをめくっていただきまして、2 ページをお願いします。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑はないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。
これから採決を行います。議案第65号 佐々町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正の件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第15 議案第66号 佐々町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第15、議案第66号 佐々町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

めくっていただきまして、佐々町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。目的。第1条、この条例は農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第5条及び第8条の規定に基づき、佐々町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下推進委員という。）の定数を定めることを目的とする。

委員の定数。第2条、委員の定数は13人とする。

推進委員の定数。第3条推進委員の定数は、5人とする。

附則、施行期日、1項、この条例は公布の日から施行する。佐々町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止、2項、佐々町農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年条例第9号）は、廃止する。佐々町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の廃止、3項、佐々町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例（平成17年条例第7号）は、廃止する。経過措置、4項この条例の施行の際、現に在任する農業委員会

の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任する期間においては、農業委員会の委員の定数は、なお従前の例によるというものです。

補足資料はつけておりませんが、今回の法改正に伴いまして農業委員の定数の上限が最適化推進委員を委嘱する農業委員会につきましては14名が上限となっております。最適化推進委員を委嘱しない農業委員会につきましては27名が上限というふうにされているところです。そこで佐々町につきましては、最適化推進委員の委嘱を予定しておりますので、上限が14名ということになります。今回、現在の農業委員の定数13名をそのままという形で定数とさせていただいてるところです。また、最適化推進委員につきましては、農地面積100ヘクタールに1名という上限になっておりますので、佐々町の農地台帳面積500ヘクタールということから上限いっぱいの5人を定数とさせていただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

全員協議会のときもお尋ねしましたし、総務厚生委員会のときもお尋ねしたところなんですが、定数が半数になると、農業委員のね、そしてそれによって適正化委員がそれを埋めるような形で入ってくるという形になるわけなんですけれども、（私語あり）半数なるんだよ。改正前は27人。（「いやいや、それは違います。」の声あり）（「前は13です。」の声あり）だから、政令ではこのことで、あくまでもこの資料に基づいての……。

議 長（西 日出海 君）

現行の人数じゃなくてということですね。はい。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

そうです、そうです。はい。現行がそうだということの指摘がありましたけれども、だからといって上限が決められてるということでは、本来の農業委員会の役割を果たすことができるのかというのがひとつ疑問があるわけなんですけど、それはさておいて、全協のときにお聞きいたしました農業委員会が農地利用の最適化ということで農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止解消、新規参入の促進ということが目的になっておりますけれども、これは農業委員会の従来ある本来の目的からは外れるのか外れないのか、そのことについての認識をお尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

今の御質問の農地利用の今回の法改正で重点項目になった3点ですけれども、これまでも農業委員会のほうの業務としてございました。今回なったのは任意業務から必須業務に変わったということで重点化されたということになります。

以上です。

議 長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

必須業務になったということの一番の目玉は、農地利用最適化推進委員を置いたということではないかと思います。この農地最適化推進委員というのは、役割としては農地利用の最適化が一番の重点だろうと思うんですが、農業委員会の改正によって必ずしも農地、従来の農業委員とは違う種類の人たちが選出されるという可能性があるわけなんです、そのことについて農業委員会の新しい、こういった形での改正の目的で改正されるということでは、従来の農地を守り、そしていわゆる佐々町における農業地をしっかりと守っていくという農業委員会の役割がこのことによってより一層発展させることができるのかどうかということについて、再度お尋ねいたします。なぜならば、全協でも言いましたように、農地利用の集積集約化、これについては大きな資金を持っているところとないところ、この役割は担うことはできませんし、耕作放棄地を一番これ成果主義という形ではありますが、能率的にあるいは集約的に成果を上げるためには大きな企業でないとこれは対応できないというふうに思いますが、そうした点で佐々町の農地の保全、あるいは耕作放棄地の発生防止、こうしたことにつながる改正なのか、再度お尋ねいたします。

議長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

今、御質問ですけれども、確かにこれまでの農業委員会の制度につきましては、いわゆるその地域農業であるとか、家族農業であるとか、そういったところをしっかりと守ってこられた制度だろうというふうに認識をしているところです。御承知のとおり、平成21年に農地法の改正がなされて、今回の法改正の中で農協法も改正されながら、あわせて農業委員会法の改正もされ、また農地法の改正もされ、さまざまな法改正がされる中で、今の国の流れとして成長戦略の一つとして農業への企業参入を進めようというのが今、御質問の9番議員さんの言われるような話だろうというふうに思います。そうしたその規制緩和の中で農地の権利移動の規制っていうのが随分緩和はされてるんですけれども、私どものほうでちょっと調べた中では、その農地の取得と農地の貸借、いわゆる貸し借りというところで考えてみたときに、農地の取得についてはその今、言われる資金力が大きいところがいわゆる大規模農業というふうな格好で入ってくるっていうのは、要件が結構厳しいのかなっていうふうに見ております。しかしながら、農地の貸借という部分では現に平成21年の農地法改正以降、松浦市のほうでもJR九州さんが参入されてるとかっていうこともありますので、今後の課題として、私どものほうで感じている部分ですけれども、そうした農地の貸し借りという部分で民間の方が入ってきたときに、有料農地なのか、それとも耕作放棄地なのかっていうところをしっかりと見ていながら、新しい体制で検討していくことになるんだろうというふうに思います。御質問のように、新しい体制でこの制度の趣旨にのっとった格好で発展していけるのかということについての明確な御答弁は、なかなかできませんけれども、基本的にはそういったことで非常に厳しい難しい課題も抱えながら、新体制で進めていくことになるのかなっていうふうに感じているところでございます。

議長（西 日出海 君）

9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

成果実績払いのところでお尋ねいたします。

成果実績払いで評点がついております。そしてどういう目標を達成するのかという目的も出しておるわけですが、こういう集積集約化の方向に成果を上げたところに点数が高くつく、あるいはこれは農業委員それぞれの評価なんですかね、こういう端的に言えば点数で成果を上げるように促進を図るということについて、いささか、本来農地農業というものは1年や2年で成果が上がるものでもありませんし、その性格上、長期に見ていかなければならない特徴があると思います。そうした点で、この成果実績払いによって、言葉は悪いですけども、尻をたたいて促進させるということについてはどうなのでしょう。私は危惧する方向での農業委員会がそういった方向に進んでいく可能性がありはしないかということで危惧するんですが、お答えをいただきたい。

議長（西 日出海 君）

産業経済課課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

今の成果払いのところですけども、現在国のほうから示されておりますのは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針というのを農業委員会のほうでつくりなさいということになっております。この指針が、先ほど言われた耕作放棄地の発生防止解消であるとか、新規参入の促進であるとかっていうその農地利用の集積もそうですけども、大きな3つに分かれての指針を設けていく。その農業委員会がつくった指針に対してPDCAサイクル、最近は随分耳なじみのある言葉ですけども、PDCAサイクルを回しながら進めていくというふうになっております。9番議員さんが御心配されるように、確かにこれまでの任意業務から必須業務となったことで非常に難しい課題はあるだろうとは思いますが、今の現状に合わせた中で国に対する要件といいますか、国の交付金をもらう上での評点というのも設けられるということになりますので、一気に耕作放棄地が解消するとかっていうことになるかどうかは別としても、少しずつそういった最適化推進委員さんの5名と、新たに農業委員さん13名合わせて18名が協力し合いしながら、また産業経済課、いわゆる町長部局のほうと農業委員さん方が一体となって進めていくことになるということなのかなっていうふうに思っているところでございます。

議長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。7番。

7 番（須藤 敏規 君）

中身はさておき、この条例のことでちょっとお尋ねしたいんですけども、要するに農業委員さんの定数が13人、推進委員さんが5名、公布の日から施行するといいますから、議会が通れば1週間以内に公布があらうかと思います。それでその下に議員さんの定数と今までの農業委員の選挙が終わるわけですけど、経過措置の中に農業協同組合法の一部を改正する云々とあるんですが、この中で農協からの推薦の人とかが救えるんじゃないかと思うんですが、御存じのように改良区のほうから2名ほど出られた方がおられるんですが、そこら辺のとはどこら辺で、この条文的にクリアしていくのかですね。

それと、これが公布の日から施行となりますと、推進委員の定数は5人とありますけど、今までの農業委員の選挙では農業委員だけしかおらなかったもんですから、この人方は4月から実際に法律施行になるもんですから、公布の日から施行になりますから、この方については4月から配置されるのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

配置の時期につきましては、この経過措置のところで今の任期の後ということになりますので、来年の7月の20日からということ考えているところでございます。

それから、改良区の方というお話もありましたけども、それは一部、条例ではなく規則で定めておりますので、農業委員会の選任による委員の団体に関する規則ということで、これを廃止する形で整理を同じようなタイミングでやっていく予定にしているところです。

議 長（西 日出海 君）

いいですか。7 番。

7 番（須藤 敏規 君）

ちょっともう忘れたもんですから、普通、廃止条例などはこの附則の中でこう廃止していくっていう形が通例になるのか、法規係はおられないもんですから、誰かわかった方で結構ですけど、附則の中で各種条例、保育所条例の廃止とか、全部廃止していくのがあるんですけども、普通、附則の中でこのように取り扱っていくのか、議案 1 件ずつ上げていくのが正統なのか、ちょっと御教授いただければと思うんですけど。

議 長（西 日出海 君）

その件になりましたら、総務課扱いかな、文章が。総務課長。

総務課長（川内野 勉 君）

すいません。現時点で私のほうから即答が難しいので、即答できません。

議 長（西 日出海 君）

ということでございますので、後日回答したいと思います。

ほか、質疑ありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

概要の説明の中で、最適化推進委員の意見を必ず農業委員が聞かなければならないということとあります。最適化推進のために推進委員が専任されていくわけですので、そうすると改正の目的に沿った形で力をつけてくるのは農業委員会の中でも、推進委員の人たちの意見が圧倒していくということからいけば、私が危惧しております日本の農業の解体、それから日本の農業をしっかりと守ってこられた家族農業、個人農業の人たちの働く場を奪っていく、日本の農業を破壊に導く道筋が始まったと言わざるを得ない農業委員会の改正ということとあります。非常に危惧するものでありますので、この条例の制定については反対いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。8 番。

8 番（淡田 邦夫 君）

賛成討論いたします。

佐々町においては、農業の従事しておられる方の高齢化、また担い手不足、それから耕作放棄地の拡大ということで、今そういうことが見えております。これを解消するためにはやはり新しい制度が必要ではないかということで、今度新しい制度がなっておりますので、賛成討論といたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第66号 佐々町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例制定の件は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

— 日程第16 議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）

日程第16、議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

中身につきましては、産業経済課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）

産業経済課長。

産業経済課長兼農業委員会事務局長（今道 晋次 君）

めくっていただきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」とい

う。）が存在する場合には当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下「改正前表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中、太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

新旧対照表をつけておりますけれども、こちらのほうに第 3 条月額報酬の追加によりこちらのほうに改正後を書かせていただいております。これまでのものが 1 条繰り下がりますので、これまでの第 3 条、第 4 条、第 5 条が 4 条、5 条、6 条というふうに繰り下がっていくというところでございます。

めくっていただきまして、別表がありますけれども、これまでの年額報酬を国の交付金の関係もございまして、月額報酬に改めまして端数の処理をしながら会長が月額 2 万 5,800 円ということで、以下こういう形で整理をさせていただいているところでございます。

能率給につきましては、予算の範囲内で町長が定める額というふうに表記をさせていただいておりますけれども、先ほどの議案のときにも御質問等がありましたけれども、いわゆる通常の報酬とは別に成果報酬、成果払いというのがありますので、そういった部分で能率給という表現をさせていただいているところでございます。

附則。施行期日、1 項、この条例は公布の日から施行する。経過措置、2 項、この条例の施行の際、現に在任する農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定により、なお従前の例により在任する期間においては農業委員会の会長、職務代理及び委員の報酬は、なお従前の例によるでございまして。

以上、よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

66 号の農業委員会の改正に伴う根本的な農業の改編があつております。それに伴う報酬の改定でありますので、賛成できかねます。反対討論いたします。

議 長（西 日出海 君）

ほか、ありませんか。4 番。

4 番（永安 文男 君）

先ほどの議案と関連いたしますけれども、御承知のとおり、農業情勢は厳しいという中にある中で、農地の利用関係調整とか、農地の交換分合、耕作放棄地の土台に対する対応、そういうふうないろんな地域に密着した細かな業務がこれからの政策として必要でありますので、こ

の分の新たなこういう条例改正ということで賛成をいたします。

議 長（西 日出海 君）
ほか、ありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。この採決は起立によって行います。議案第67号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって本案は可決されました。

これより時間延長をお願いしたいと思います。

休憩をとりたいと思いますので、再開を15時55分をお願いしたいと思います。休憩に入ります。

（15時47分 休憩）

（15時57分 再開）

— 日程第17 議案第68号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正の件 —

議 長（西 日出海 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第17、議案第68号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

内容につきましては、住民福祉課長をもって説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

ページをめくっていただきまして、1ページでございます。

佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等の一部を改正する条例。佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準

に関する条例の一部改正。

第 1 条、佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 25 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後部分の欄中、下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

それでは初めに、この条例の改正の概要について御説明いたします。

平成 26 年 6 月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法について、介護保険法が改正されました。これに伴い、利用定員が 18 人以下の通所介護につきましては、今まで都道府県が指定を行っていましたが、市町村が事業所の指定を行い、原則として利用者が当該地域住民に限定される地域密着型サービスに位置づけられることとなりました。これに伴いまして、当該サービスの基準等を規定している厚生労働省令が改正されたことから、本町においても地域密着型サービス基準を規定している本条例の一部を改正し、地域密着型通所介護に関する基準等を追加いたしますとともに、あわせて厚生省令に則し、文言の整備を行うものでございます。

条例改正の主な内容でございますが、現行の条文に第 3 章の 2 として、地域密着型介護に係る規定を追加させていただきました。追加した規定の内容は、第 1 節が基本方針、第 2 節が人員に関する基準、第 3 節が設備に関する基準、第 4 節が運営に関する基準、第 5 節が指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準でございます。

また、それぞれの規定についてですが、佐々町の実情を鑑みますと、厚生労働省令で定める基準を上回る内容や、あるいは異なる内容を定めるほどの特段の事情はないと判断いたしまして、原則として国の従うべき基準、また参酌すべき基準に基づき、条例を改正することといたしました。

なお、この法律の施行は平成 28 年 4 月 1 日でございましたが、法律の施行から 1 年間の経過措置が設けられております。市町村が条例を制定、施行していない間は、厚生労働省令で定める基準を適用することとされておりますので、実質的に事業者には不利益は生じないものでございます。

表をごらんいただきまして、右が改正前、左が改正後でございます。

1 ページ、第 3 章の 2 として、地域密着型通所介護の規定を追加してございます。第 1 節から第 5 節、第 1 款から第 4 款までが追加事項でございます。

2 ページをお願いします。第 4 章、認知症対応型通所介護から、下の 3 ページの 59 条までの修正につきましては、主に厚生労働省令に合わせ、文言を整理したものでございますので、省略をさせていただきます。

また、3 ページの第 3 章の 2 からが新規で追加する地域密着型通所介護です。今までは都道府県が指定していましたが、18 人以下の通所介護を市町村が指定を行います。また、厚生労働省で定める基準を上回る内容や、あるいは異なる内容を定めるほどの特段の事情がないと判断しましたので、原則として国の従うべき基準、または参酌すべき基準に基づいております。

3 ページの第 1 節は、基本方針でございます。59 条の 2 において、地域密着型通所介護の基本方針をうたっております。第 2 節は、人員に関する基準でございます。3 ページの下から 6 ページにかけて、59 条の 3 において、生活相談員や看護師、介護職員等の従事者の人員を規定しております。

ちょっとページ飛びまして、6 ページをお願いします。6 ページですが、59 条の 4 になりますけれども、こちらが管理者の規定でございます。この人員に関する規定、管理者の規定につき

ましては、厚生労働省令のほうの従うべき基準というふうになってございます。

次に、3 節でございますが、設備に関する基準となっております。59 条の 5 におきまして、事業所の設備と備品等の基準を規定している部分でございます。

次の 7 ページでございます。下から始まる第 4 節は、運営に関する基準となっております。心身の状況等の把握や利用料について、取り扱い方針、通所介護計画の作成、あるいは管理者の責務、運営規定について規定している部分でございます。

少しページが飛びまして、次が 13 ページになります。13 ページのほうの 59 条の 17 でございますが、地域との連携を深めるために、利用者、地域住民、行政等からなる運営推進会議の設置と記録の整備、公表等が規定をされる部分でございます。

以上が新規で追加する地域密着型通所介護の主な内容です。

続きまして、15 ページをお願いします。中段のところになりますけども、第 5 節になります。指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準となります。療養通所介護とは、通所介護のうち、医療的なケアに従事した介護サービスでございまして、看護師などが常時介護に当たり、医療機関や訪問看護事業者などと連携をとることができます。このたび、利用定員が 9 人以下である療養通所介護につきましても、今までは都道府県が指定しておりましたが、市町村が指定する地域密着型サービスに移行されたことから、基準を定めているものでございます。

1 款の、この節の趣旨及び基本方針から少し飛びますが、次が 24 ページをお願いします。24 ページの 59 条の 38 まではこの基準になります。同様に人員、設備、運営等について規定をしている部分でございます。

そして、第 60 条からは条項のずれや修正となっております。主に厚生労働省令の文言に合わせ、条文整理を行っているものでございますので、説明のほうは省略させていただきたいと思います。

次に、26 ページをお願いします。67 条、68 条が削除されております。また、27 ページの 72 条も削除しております。

そして、28 ページをお願いします。めくっていただきまして、28 ページをお願いします。こちら 74 条から、次の 29 ページ下段の第 78 条の 2 まで削除しております。これは、認知症の対応型通所介護事業所の基準でございまして、今回、追加された地域密着型通所介護事業所の基準ですが、これにつきましては 30 ページをごらんいただきたいと思います。ページのほう 30 ページをお願いいたします。

下段の第 80 条において、一部準用するという規定になっておりますので、これに伴いまして削除されております。また、下の 31 ページですけども、第 105 条、こちら 105 条も削除されておりますが、こちら指定小規模多機能型の居宅介護事業者の基準となりますが、やはり今回追加された地域密着型の通所介護事業所の基準を用いることとなりますので、こちら 105 条も削除されております。

次は 32 ページになります。108 条において、一部準用してございましたので、それに伴い削除を行っているものでございます。

次が 40 ページでございます。40 ページは、こちらのほうは、佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正。第 2 条、佐々町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正内容は、今回の介護保険法の改正に基づき、項ずれが主なものとなっております。なお、下の 41 ページの第 39 条においては、先ほどの地域密着型通所介護と同様に、介護予防の認知症

対応型通所介護においても、運営推進会議の開催や記録の整備の内容を規定するものでございます。

47ページをお願いします。こちらのほうですけども、佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正。第3条佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。改正内容は、今回の介護保険法の改正に基づき、条項のずれとなっております。

最後に、下段ですけども、附則、この条例は公布の日から施行するとしております。法律の施行から1年の経過措置が平成29年3月までとなっておりますので、それまでに改正を行わせていただくものです。

以上が条例改正の内容ですが、今回の条例改正内容を別紙で整理をいたしております。別紙のほうをお願いいたします。

主な内容としまして、新たに地域密着型通所介護、療養通所介護の追加を行い、また介護保険法の改正に伴う条項ずれ、厚生労働省令の文言に合わせ、条例整理を行っているものとなっております。

表のほう、左のほうに新規の部分、そして裏面のほうにいきまして、条項ずれと文言等の修正という形で整理をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

これから質疑を行います。9番。

9 番（仲村 吉博 君）

13ページのところです。

第59条の17、おおむね六月に1回以上ということで、委員会でも確認したんですが、これは条例でこういうふうにするけれども、事業者のほうで、この推進会議を受けた形で何回以上開きますというようなみずから決める規則みたいなのは決めさせないと、これを推進会議六月に1回以上開くというふうにはならないんじゃないかと思いますが、行政側の関与はどういうふうになるのでしょうか。

議 長（西 日出海 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今の御質問でございますけども、年に2回以上ということで定めをしておりますけれども、状況に応じては、やはり事業所さんの判断で行うこともあるかと思ひますし、私どものほうからも働きかけをさせていただいて、開催をお願いするようなこともあろうかと思ひます。最低の基準が年2回ということになります。よろしくお願いいたします。

議 長（西 日出海 君）

9番。

9 番（仲村 吉博 君）

町の条例をこういうふうに定めても、いわゆる事業者の側に運営規則なり、何なりはあるんだろうと思うんですが、それにこのことが反映されないと実際には事業者の方の方針をこの条

例で縛るっちゃおかしいですけども、履行させるというふうにはならないんじゃないかなというふうに思うんですが、そのあたりについてまで関与できるんですか。事業者のほうで六月に 1 回、年に 2 回というような、あるいはそれ以上ということを決めさせるということが出来るのかどうなのかということなんですが。

今の説明はそれとは違うんで、実際に推進会議のほうが開かれるということは、それはそれでいいんですけども、そのことについてこれを受けての事業者のほうの定めがどういうふうになってるかということは、行政のほうでチェックするなり何なりは、必要でないんでしょうか。お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今の御質問ですけども、運営規定というのは当然備えつけておかねばなりません。ですので、事業所のほうにはそういったことで備えつけがされることになります。

また、この運営推進会議につきましては、やはり参加される委員、例えば老人会さんとか、あと民生委員さん、それから町内会役員さん等々、その協議会のほうで指定をされる形になるかと思えますけども、そういった皆さんの御意見を聞きながら、やはりその事業所さんの運営のほうに携わっていく、意見を言うような形になるかと思えますので、よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）
9 番。

9 番（仲村 吉博 君）

この条例の定めで、やっぱり要はこのところだろうというふうに思うんです。地域密着型ということであれば、やっぱり地域との連携なり密着ということが保証されないといけないと思うんですね。ですから、そのあたりについての行政の関与が明確に事業者のほうの規則に反映されているかどうかのチェックはするんですか、しないんですか。お尋ねいたします。

議 長（西 日出海 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

今の御質問ですけども、密着基準ということで、地域との連携というのがございまして、その中で利用者、利用者の家族、地域の住民の代表、市町村の職員、それから地域包括支援センターの職員、地域密着型介護通所事業所について見地を有する者で構成される協議会、こういったのが運営協議会ということになっております。そういったことから、やはり地域で事業を展開されていくということで、もう 1 点あるのは、このどうして運営会議等を行うかというのは、抱え込みの防止、それから地域に開かれたサービスをするということ、それからサービスの質の確保を図ることということで、そういったことを目的として設置がされているというような状況でございます。よろしくお願いします。

議 長（西 日出海 君）
ほかありませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、討論を終わります。

これから採決を行います。議案第68号 佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決しました。
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれをもって散会します。

（16時18分 散会）